

令和5年第3回(9月)川南町議会定例会会議録

令和5年9月6日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年9月6日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 乙津 弘子 君
 - (1) 中学校統合について
 - (2) 新聞を活用した教育活動の実践について
 - (3) 高等学校等就学支援給付金について
 - (4) 川南町のインフラのビジュアル化について
 - (5) 町の活性化について
- 2 中瀬 修 君
 - (1) 町公共施設の総合的対策について
 - (2) 町道の維持管理について
 - (3) 山間地域の除草管理について
 - (4) 運動・レクリエーション施設について
 - (5) 教育問題の今後について
- 3 三原 明美 君
 - (1) 川南町の臭い問題
 - (2) 中学校の通学路
 - (3) 川南町の観光地
 - (4) 帯状疱疹
- 4 田中 宏政 君
 - (1) 小・中学校の諸問題について
 - (2) 農道の整備
 - (3) 鳥獣被害対策について
 - (4) 公園の整備やメンテナンスについて
- 5 河野 禎明 君
 - (1) 中学校統合について
小中一貫校の検討早急に
 - (2) ぷらっつ(まちづくり株式会社)と町との協定書
 - (3) 店舗型ふるさと納税の導入
 - (4) ふるさと公園で花見ができるように
 - (5) 乗り合いタクシーの早期導入
 - (6) 繁殖牛農家の緊急支援策

出席議員(12名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長東 高 士 君	副町長河 野 秀 二 君
教育長坂 本 幹 夫 君	会計管理者・ 会計課長山 本 博 君
総務課長小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長甲 斐 玲 君
財政課長川 崎 紀 朗 君	税務課長米 田 政 彦 君
町民健康課長谷 講 平 君	福祉課長渡 邊 寿 美 君
環境課長河 野 英 樹 君	産業推進課長河 野 賢 二 君
農地課長補佐今 井 孝 洋 君	建設課長黒 木 誠 一 君
上下水道課長大 塚 祥 一 君	教育課長三 好 益 夫 君
代表監査委員永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び9条の規定により、議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明することはできませんので、よろしく申し上げます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、昨日に引き続き、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は、通告書の提出順とします。

まず、乙津 弘子君に発言を許します。

○議員（乙津 弘子君） おはようございます。私の質問の中の2番の新聞を活用した教育活動の実践についてから質問したいと思います。あとは質問席で質問します。

6月議会でも言いましたが、座って質問させていただきます。

新聞を活用した教育活動の実践について。1番目、令和5年1月、令和4年度第2回川南町総合教育会議で出されたことについてお聞きします。会議録の7ページに、平部教育対策監とおっしゃる方の言葉に、「新たに新聞を活用した教育活動の充実を位置づけております。来年度は、町内の5年生全員に宮日こども新聞を配付するとともに、中学校については、宮日新聞を各学級1部定期購読することにより、新聞を読むことの習慣化を図るとともに、読解力の向上につなげていければと考えております。」とあります。令和5年度の今、この2つの点は実施されているのでしょうか、教育長に聞きます。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの乙津議員の御質問にお答えします。

今、言われましたとおり、令和5年度からは各小学校5年生全員に配付しておりまして、中学校には宮日新聞を各学級に設置しております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） ありがとうございます。宮日こども新聞の5年生の配付について、その負担はどういうふうになっているのか聞きたいと思います。お願いします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本年度から、小学5年生に宮日こども新聞を配付させていただいているのですが、こちらのほうに関しましては、押川商会様のほうの御協力をいただいて、無償で配付をさせていただいております。児童数約150名に対して宮日こども新聞の無償配付ということで実施をさせていただいております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） ありがとうございます。素晴らしいことです。押川販売店、本当

にお礼を言いに行かねば。さて、中学校各クラスへの宮日の配付についてですが、私は在職中、中学校ですが、図書室に新聞を置くことを主張しては、「新聞は図書ではありません、消耗品です。」と言われて、残念な思いをしておりました。今、新聞を活用した教育活動と大手を振って新聞が導入されることがうれしくてなりません。新聞を子供たちに薦める目的は、大きく2つあると思います。平部教育対策監のおっしゃる読解力の向上、そして、私は、様々な事々への興味・関心を持つことだと思えます。子供たちの家庭では、多くが宮日新聞を購読しております。地元の宮日新聞は、私たちにとって身近なことを詳しく知らせてくれます。温かい、楽しい回覧板の役割を持っているかなと思います。一方、全国紙と言われる5紙は、宮日と違った見方、宮日に載っていないことも書いてあります。コロナ、ウクライナと世界はまさにつながっており、世界のリーダーの動きを子供たちも知って、考えていかねばならないと思います。あっという間にいろんな知識を教えてくれるスマホ、ChatGPTなる人間の味方か敵か分からないものも登場してきました。ChatGPTは、川南町役場も導入していると聞きました。これからの子供たちに必要なのは、柔らかい頭脳、心、と広い視野です。それを育てるための一つとして、全国紙を一部ローテーションで宮日と併せて購読することにはいかがでしょうか。建物ではなく、今、在学している子供たちにお金をかけましょう。お答えください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに新聞の購読というのは読解力、それからいろんな知識を広げるという意味で大変大切だと思っております。実際、今、宮崎日日新聞をとということで、中学校で取り組んでいるところなんですけど、今、議員が御提案いただいたような、全国紙も取り入れてという視野というのにも必要な考え方と考えております。文部科学省も第6次学校図書館整備5か年計画の中で、学校の図書館に新聞の配備をするみたいなことも記載されております。この中で、中学校でいくと3紙等を目安に図書館に置きましょうということも、国のほうも方針として出されていることでありますので、今年度、ようやく川南町においては、地元の新聞をというところで着手したところなんですけど、今後の動きとしては、全国紙も含めてということで検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） 検討というのは、どこか不安でありまして、いつからするのだということ、そして、私は、計算して100万円を超さないと思います。3000円代から4000円代の新聞1部、それを中学校の各クラス、国中で5クラスですか、6クラスかな、それから唐中を合わせて100万円超さなかつたら安いと思うので、早く、今ですよ、今、世界が動いているんですよ。なので、来年度などと言わずに、もう今からやったらどうでしょう。ひょっとしたら川南のお金持ちがポケットマネーでぼんと出してくれるかもしれませんけど、やっぱり一番出してくれるのは役場だと思いますので、どうでしょうか、お尋ねします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。今すぐにでもという

お話なんですけど、実際のところ、私どもの事務の執行というのは、予算に基づいてやることになっております。現状、残念ながらまだ予算の編成をしておりませんので、次の機会に向けてということで検討することにはなると思います。ただ、検討と申し上げたのも、今、議員のお考えでは、もう各クラスにということでもうありましたし、あと全国紙といわれてもたくさんありますので、それをどのような形で設置していくかということも、ちょっと知恵を絞ったほうがいいのかなどは思っております。いろいろなものをやはりローテーションができるというのが、一番理想的かなというふうに考えております。やはり目に触れるものは偏りなく、いろいろなものを平等にというのがすばらしいかなと思っておりますので、その辺の方法についても、ちょっと考えていきたいなという意味で検討と申し上げました。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） 5紙をローテーションにするのは、もう頭の中で考えただけですぐにできます。もしお悩みでしたら、私に相談してください。じゃあ、次に行きます。今年の8月6日、ある新聞の社説では、8月6日広島の日です。核廃絶と並んで学力格差について提言していました。家庭の蔵書数、本の数です。と学力の関係は最近言われていることです。じゃあ、どうすればいいのか。社説では、家庭環境による学力差を縮める学校教育の在り方を探りたい。蔵書の格差を埋め、主体的な学びに欠かせないのが学校図書だ。国は、ここは、ここ大事です、公立小中学校の図書新聞購入費を毎年自治体に交付する。交付しているわけです。だが、21年度の執行率は全国で6割弱にとどまる。用途は自治体の裁量で他の事業について充当したのだとっております。公立小中学校への新聞の導入について、川南町は今年1月の総合教育会議で決め、2023年度から実施ですので、22年度までは、新聞購入費は他の事業に充当していたこととなりますね。お聞かせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、国から図書新聞購入費ということで費用のほうは受けております。実際新聞の購入というのは、こちらの費用で今までできておりませんので、実際受けたお金を何に使ったかという、図書購入に使われてきたという考えで整理をしております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） 分かりました。ありがとうございます。

その図書費と新聞費の予算書、一般会計予算、それから決算書、そういうのを見ますと、私はこういうのを初めて見たんですが、款・項・目・節と、これは国で決めているんだそうなんですが、の後に説明という欄がありまして、川南町を見ますと、今、おっしゃったように図書教材購入費、例えば今年のは、中学校費の中では135万円になっております。これを見てあれっと思ったんです。実は図書と教材費を一緒にするのは疑問に感じます。教材費は、基本的に教員が今教えるために必要な費用です。図書費は、今、そして将来にわたる子供たちの知識教養のための費用です。分けて考えるほうがよいのではと思います。先ほどの、新

聞の導入もということと併せてこの欄を、今、1行で図書教材費等購入となっているところを、私は、図書、新聞、教材費と3項目に分けて書いてほしいなと思います。そうすると川南町は国から交付されたお金を、こういうふうにちゃんと使っているんだなということが分かりますので、それについてどうでしょうか、お聞かせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

教育関係予算に関してということで、予算のほうは図書教材等購入費になって、教材費と図書費と一緒に計上されているのは問題があるのではということですが、こちらのほうは、確かに図書費、教材費ということで一緒に計上されております。内訳としては、教材費購入費が幾ら、図書購入費が幾らというふうにちゃんと分けてあるんですけど、予算書上は一本になってしまうので、非常に見て分かりにくいというのは御指摘のとおりかと思っております。こちらのほうは、一緒にしなければならないというルールはないというふうを確認しておりますので、次年度の予算案を計上する際から、図書費、教材費は別の項目でということで予算を上げるような形を取りたいというふうには考えております。それと併せまして新聞購入費、当初、この御質問を受けたところで想定したところでいくと、図書費の中に新聞購入費、例えば図書新聞購入費という形で項目を上げようかなというふうには考えていたところです。本年度新たにということで、新聞を教材に使うということを始めたところなんですけど、初年度ということもあり、今年度は消耗品費のほうで予算計上させていただいております。こちら次年度からは、しっかり図書と併せてということで予算を上げたいなというふうに、今こちらのほうでは考えているところであります。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） ありがとうございます。子供たちがスマホに頼りきっている、大人もですが、だからこそ新聞が大事だなと思いますので、これからのことを期待しております。

次に、中学校統合のことですが、2つの中学校の授業のところから入りたいと思います。6月議会で坂本教育長が、国光原中学校の教科担当について詳しく説明してくださいました。それを私は表にしましたので、全文読むと結構長いので、その部分だけ言います。国光原中学校では専門外の指導をされています。英語の先生が、去年は社会科を臨時免許でされたそうです。今年は臨時免許で国語を、音楽の先生は家庭科も持っているそうです。数学の先生は、なんと体育を教えているそうです。なぜか。体育の本ちゃんの先生が、教務主任のためだそうです。教頭先生は、技術を教えているそうです。多賀小の先生が、美術を教えに来ていたそうです。たった2か月ちょっとですが、夏休みも挟んでいますので、これに変更はないでしょうか、教育長に聞きます。

○教育長（坂本 幹夫君） ありがとうございます。6月から若干の変更がございました。新しく体育の先生が入りましたので、その体育の先生が、体育を持ちながら技術を持っています。つまり、国光原中学校には初めから家庭科と技術の配置がございませんでしたので、

音楽の先生が家庭科を持ち、それから教頭先生が技術を持っておりましてけれども、体育の先生が入りましたので、体育の先生が兼務をして技術を持つ。それから、今、理科の先生を探しています。少人数指導加配をもらっているんですけど、なかなか講師がいなくて、今当たっているところでございます。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） 理科の先生は、前回のときは出ていなかったんですけど、教科外の先生がされているということですね。私は、京都と大阪と6校中学校を回っているんですが、私の経験が全てではありませんが、他の教科の先生が担当するのが難しい教科は、国語、技術、音楽、美術、英語、理科だろうと思います。国語は非常に難しく、国光原中学校の英語の先生が、私自身は社会科なんですけど、社会の先生は誰でもできる感じがあります。とにかく国語を教えているというのは問題に感じます。国語は、考える力の基になるものです。教科理解の基礎なんですけど、これこそ喫緊の課題ではないかと思います。教育長、どう思われますか。

○教育長（坂本 幹夫君） 議員の言われますように、読解力の基礎になるのはやはり国語かなと思っておりますので、やっぱり国語は必要な教科だと思っております。専門の教科が国語1名と先ほど言われましたように、専門外で国語を教えている、2名でやっておりますけれども、免許外でやっている先生も非常に熱心な先生で、国語の先生の指導等を受けながらやっておりますが、やはりこれについては、唐瀬原中学校も国語を2名で今やっておりますので、配置については県のほうにも、この前も言ったように、特別加配の中でどの教科を選択するか、今回、数学の少人数指導加配がなかなかいみませんでした。それで、理科の先生は数学を教えることが可能というようなことがあります。ただ、私も苦労したんですけど、数学の先生が理科の授業をするというのは、非常に実験等もあってなかなか困難で、見つけるのが難しかった経験がありますので、非常に議員の気持ちはよく分かります。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） 分かりました。理科は大変ですね。国光原中学校の美術の授業ですが、多賀小学校の先生が来てくださっているということですが、この先生は多賀小でクラス担任をしておられますか。また、週に何回国中に行かれていますか。教育長に尋ねます。

○教育長（坂本 幹夫君） 今の御質問にお答えします。多賀小に籍を置いている美術の専門の教員を配置しております。多賀小では意外と高学年の教科担任制を導入しております。それと、通山小でも同じく高学年の教科担任制を導入しておりますが、美術の時間数が少ないために、小学校は図画工作といいますけれども、図画工作を全教科、それから国光原中学校の美術を全教科、週にして、両方合わせて23時間程度とお聞きしております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） 多賀小の先生に限らず勤務が2校、場合によっては複数校になる先生もおると思いますが、講師の方を含めて道中の交通事故がないように願っています。信

号が少ないから交通事故がないというわけではありません。その辺は川南の方は分かっていると思いますが。家庭科、技術科は、準備、片付けが多く大変です。休み時間もなくなることも多いでしょう。女性の先生が腎盂炎になりやすいのは、小学校もそうなんです、トイレに行く時間がないからです。先週、文科省の諮問機関が、「教師を取り巻く環境は危機的状況だ」と教員の働き方改革の緊急提言を公表しています。教員不足のためです。遅いよと言いたい。さて、唐中では、さっき聞きましたが、学習サポーターの数学の先生だと思われていますが、教育長が全県下を回っても見つからないと言っていました。国中では、専門の教科が、多少改善されているようですが、そろわず、私は学力低下につながる影響を心配します。こういったリスクを考えれば、中学校の統合は、それこそ喫緊の課題です。授業については、中学校の統合でほぼ解決するでしょう。さっき、一番大事な教科、唐中に国語の先生がお二人いらっしやると。統合すると、この辺も解決していくかなと思います。これもまた大事なんです、先生方の労働環境もよくなると思います。労働環境がよくなれば、自然子供たちへの対応もさらによい方向に向かうと思います。

先月、8月のタウンミーティングで、今年の第1回総合教育会議の会議録が配られ、何度も読みました。教育長の最初の発言にびっくりしました。7年近く、校長時代は審議員の中核、そして主役の教育長として、中学校の統合を主張されてきたのに、統合でプレハブを造るとかなりの費用がかかるとか、統合延期を主張していますと思います。主張が6月議会の答弁と違い、あれっと思いました。国光原中の2年生は、今、1クラスだが、窮屈だから3年で2クラスに戻すよう県の教育委員会に要望している。つまり、しばらく統合を見送るという手続をしているわけです。たった2か月前の統合への姿勢はどこへ消えたのでしょうか。国中の専門外の先生の問題がなくなったわけではないと思います。どうですか、教育長にお聞きします。

○教育長（坂本 幹夫君） この問題につきましては、ちょっと丁寧に御説明を申し上げたいと思っておりますので、ちょっと時間をいただくことを御了承ください。

初めに、総合教育会議の議事録を、議員の皆様へ配付してございますので、御覧いただいたと思っております。教育委員の総意として、統合は必要であるとの認識ですけれども、ハード面、ソフト面から考えると、教育環境を整えて統合するという考えが教育委員の総意でございます。また、総合教育会議での位置づけについてもありましたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正し、平成27年4月に全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することが法律で定められたことは、もう既に御承知のとおりです。会議は首長が招集します。その中に政治的中立性の確保として、首長と協議調整は行うが、最終的な執行権限は、教育委員会に留保されているとも規定をされています。

令和8年4月に学校を統合することが難しい点について、御説明します。まず、経緯についてであります、本格的に着手したのは、令和元年からでございます。そのときから川南中学校統合に係る基本方針に着手しまして、令和3年2月から保護者と町民に向けてのアン

ケート調査を実施しました。詳しくは述べませんが、その結果、令和8年4月に国の基準である12学級から18学級に当てはまることを踏まえ、また、学校を核とした地域づくりを推進するために、中央部への建設を提案しました。つまり、統合と新校舎は一体となっていました。

ハード面についての課題でございます。ハード面については、令和8年4月は生徒数434名、通常学級が12学級の特別支援学級5学級の17学級を、住民台帳を基に試算をしています。結論から言いますと、両中学校の校長に調査研究をしていただいています。その結果、教室数が足りないということが分かりました。つまり、そういった環境面が整わないことが一つです。

それから、ソフト面につきましては、中学校を統合するためのソフト面の環境整備を行うために、川南町新中学校設立推進委員会というのを昨年立ち上げました。PTA役員と学校の先生、教育課のスタッフ、6部会52名で制服、それから学校名、PTA組織などを検討してきました。6月の議会で整備計画の廃止を受けまして、教育委員会で決定したことも全て廃止としました。その中に「新中学校設立推進委員会も廃止です」と校長に伝えてあります。

このような結果を受けて、全て白紙になった今、すぐにどちらかに統合するというのは、これまでやってきたことを考えると、保護者とか学校の先生方をはじめなかなか町民の理解が得られないのではないかなと考えています。教育委員会としましては、2校の教育環境を整えることにまずは全力を挙げて、町民の合意をもらいながら統合を進めるべきであると、現時点では考えております。

以上でございます。

〇議員（乙津 弘子君） ありがとうございます。皆さんも仕組みがよく分かったと思います。

私は、教育問題に強い関心があったので、新中学校が議題になるような行政座談会、全て参加してきました。ただ、その中で教育長が簡単に前言を覆すことを、私は見てきました、聞いてきました。一昨年の11月7日、川南小学校での説明会や昨年の5月19日からスタートした6地区の座談会、もちろん議会での傍聴もしております。

一昨年の11月7日の川南小の説明会は、ひどい説明会でした。「新中学校の建設費を書いていない資料はあり得ない」と質問をしても答えがありません。ひどいのは、高齢の女性が、私より、「新中学校建設で立ち退きはありませんか」と心配げに質問されたのに対し、「大丈夫です、ありません」と答えられました。

同じ11月の多賀小学校での説明会では、「ふるさと公園の町有地は狭いではありませんか」という質問に、「足りません。宮崎市内の中学校では、もっと狭いところもあります。友人の校長から聞きました。狭いなりに工夫するのが教育です」と答えたようです。翌月、1か月後ですよ。12月の議会で、ふるさと公園に隣接する私有地の購入を議会に提案されました。そうすると、ほんの1か月前の川南小、多賀小での教育長の説明は、でたらめですね。

公開の場ででたらめを教育長が言ったのですよ。そして、さっきの総合教育会議の会議録を見ますと、教育委員の4人の方々も声を合わせて統合はゆくゆくはとか、いずれするかもしれないけれど、全ての条件がそろった時点でとか、ついには新中学校建設を望むと主張されており、統合が急務と言われる方は1人もおりません。でも、無理もないのです。私や多くの方々には心配していたのです。教育長と教育委員さんは、新中学校建設に向けて、キラキラしたイメージを抱いて計画してきた、会議を重ねてきた。ところが、任命された前町長が敗れ去って、町民と新町長が示した真逆の方針で、自分たちの計画が突然ストップになったことに納得がいかないのです。総合会議録を読みますと、怒りすら持っているようです。だから、そんな気持ちで現中学校での統合を考えるのは無理なんだと思います。教育長と教育委員の皆さんは、何回も会議を重ねて、中学校統合の知見を持っていらっしゃるのに、それを生かそうとしていないのです。

昨日、同僚議員の小嶋議員が、7年も重ねてきた議会のいろんなことが、松下幸之助さんを例にとって、「7年も時間をかけた会議で築き上げたものの中からよいものを取り上げていってほしい、使えるものは使えます」と言っております。これは、町長に対してだと思っておりますが、教育長に対しても同じことが言えると思います。そして、そういう中学校統合のすばらしい知見を持っていらっしゃるのに、それを生かそうとしていないんですよ、つまり。職務怠慢ですよ。ここは統合を大至急考え、進める意欲を持った方が教育長、教育委員になるべきです。

教育長、6月議会に続いて辞任をお勧めします。さらに今回は、教育委員の方々の辞任もお勧めします。ひとえに今学んでいる子供たちのためです。私は怒鳴りたいです。トイレの問題、授業問題、今いる子供たち、中学生のことが吹っ飛んでいます。中学校は3年間なんです、6年間ではないんです。3年間です。あっという間なんです。昨日は拙速をしてはいけないとか言っていましたけど「拙速をもって尊し」です。大人があれこれ言っている間に卒業してしまいます。返事はいいりません。

3番目の、高等学校等就学支援給付金について。この給付金が、昨年度、減額されていたのを元に戻したことは、大変よかったと思います。小中学生への祝い金、それぞれ5万、10万円。祝い金については、初めて実施されるのですが、それと並ぶ子供支援策です。高校生、専門学校生たちに月額5,000円、1年で6万、3年間で18万。このような支援金について、西都児湯の市町村でどうなのか、担当課のまちづくり課に調べてもらいました。西米良村が月3万円、年間36万円、ただし交通費ないしは下宿代が必要なので、妥当な金額だそうです。2010年から実施しています。都農町は、川南はいいと思ったんでしょうね、2021年から実施しています。西都市、高鍋町、新富町、木城町は実施していません。川南町は、なんと2017年に施行、子育て所帯の支援を目的としている。ところが2022年度、突如5,000円を3,000円にしました。1年で2万4000円の減額です。2023年度もそのまま実施するはずでしたが、東町長の新行政部は元に戻しています。まさに子育て支援です。6月の常任委員会で、まちづ

くり課からこの説明を受けたとき、私は、減額期間はどれくらい、なぜ減額したのですかと質問しました。答えは、2022年度の1年間、給付金の効果を見るためですという説明、減額の期間が1年で済んだのは新執行部が5,000円に戻したからです。しかしながら、給付金や奨学金で効果を図るのかと疑問に思いました。私も60年前、高校生るとき3年間奨学金をもらいましたが、効果を図るということは一切なかったです。効果について、さらにまちづくり課に訪ねましたら、総合的に考えてしたのですとの答えでした。もちろん納得がいきません。効果についてのまとめ、2017年度実施に当たっての起案等を求めましたが、17年度の書類は残っていない、効果についてはまとめていないということでした。22年度末に効果について話し合っただけでまとめていないということは、行政上許されるのだろうかと思いました。図るはずの効果について話し合わず、まとめず、23年度減額のまま行くつもりだったわけでしょう、驚きです。ただ一つヒントになったのは、22年度の減額は、他の学生支援のためと書かれていたことです。他の学生支援と聞いた人は、皆新中学校建設のためでしょうと分かります。この支援金の財源は、ふるさと基金です。ですので、支援金を出すに当たって、ふるさと納税の成果次第で支援金の減額ありと念押しをしています。支援金の減額を決めた21年ふるさと納税は減ったのですか、質問します、町長。

○町長（東 高士君） ふるさと納税は、伸びております。

○議員（乙津 弘子君） そうですね、ふるさと納税は、着々というよりぐんぐん伸びています。その説明でいけば、支援金を増やしてもいいくらいですよ。ふるさと基金は、町民に還元しなければなりませんからね。支援金を増やさないとどこか減らす、へずっているのですよ。建物造りに走って、子供たちを置き去りにして、踏みにじっていました。

長々と就学支援金について、前執行部のたくらみを言いましたが、早速就学支援金を元に戻してくれた新執行部に、前執行部の尻拭いになる要求をします。22年度の減額分を子供たちに返すことはできないでしょうか。新中学校建設は中止になりました。新中学校建設費用に足そうとへずった1000万円余りは残っていると思います。子供たちが悪いことをしたわけではありません。本来の支援金を渡すべき、返すべきです。子供たちに代わってお願いします。よろしくお願いします。どうでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

高等学校支援給付金につきましては、令和4年度の方針としまして、高校生1人当たり月額5,000円から3,000円に減額しました。このことにつきましては、当時の交付要項にも定められておまして、また、同要項中の第一条では、予算の定めるところによりと規定していることから、令和4年3月議会において、1人当たり3,000円の積算で計算した支援金額を予算として計上し、議会の議決もいただいております。このことから、令和4年度分の給付金につきましては、返却すべき性質のものではないというふうに考えております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） いろいろ言い訳をしましたが、これ提案すれば戻る可能性もあ

るというふうに理解しております。

次に参ります。

川南町のインフラのビジュアル化の進展についてです。道路について、役場に連絡したらすぐ見に来てくれた、次の対応もしてくれているなど聞きます。町の皆さんが喜んでいるということです。今、インフラが少しずつ改善されていると町の皆さんが思っています。これからの災害への意欲的な姿勢にもなります。6月議会で質問した繰り返しになりますが、インフラのビジュアル化、つまり町の人たちと役場との話合いが納得、さらに信頼を生み、豊かな町づくりにつながります。ビジュアル化の進み具合はいかがでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 御質疑にお答えいたします。

これまでの対応保留分案件等を図面に示した上で、農地課を通して県に農道・集落道路整備事業に該当するかしないかを調査中でしたが、8月30日に回答が来ましたので、今、精査中でございます。ここまで進んでおります。補助事業対象の精査が終わり次第、補助対象なら農地課対応、対象外であれば建設課対応になります。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） ありがとうございます。

最後、町の活性化に向けてです。

3人の議員でトロントロンに「みんなの家」という居場所を立ち上げました。本来なら空き家になる建物を借りました。みんなに便利なように、トイレを、女性用、男性用とリニューアルしました。軽トラ市、夜市で早速利用され、喜ばれています。トロントロンの活性化に役立ててよかったと自画自賛しております。6月議会の一般質問で、中高年の町民がトロントロンに出かけやすいよう、休憩所、トイレとベンチ云々と言いました。口だけではいかんなどと思ひまして。そんな中、トロントロンの活性化と並んで、町の周辺部の活性化も当然考える次第です。人が一番必要としているトイレがポイントです。県道40号線沿いにトイレを、と思ひました。県道40号線沿い、多賀校区ではコンビニがあり、便利です。ありがたいです。山本校区には、県道40号線沿いに公共トイレがありません。コンビニは公共トイレではないんですが、皆さんそんな感じで利用していると思ひます。道路沿いに公共トイレがあると、地域の人たちのみならず往来する人たちに役に立ちます。役に立つ点ではトロントンさざんかトイレ、1000万円です、に並ぶと思ひます。女性週刊誌の特集記事を、美容室のオーナーが教えてくれました。女性たちが住みたい町は、きれいな使いやすいトイレがある町だそうです。8月16日、山本に公共トイレについて、山本自治公民館長さんと話をしました。館長さんも賛成してくれています。山本自治公民館のそばに公共トイレがあると、安心・安全だと思ひます。いかがでしょうか。お返事をください。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

イベント等があるときであれば、必要な場合であればコミュニティセンターを開放して、同施設のトイレを利用させていただくことも可能ですので、1部屋借りていただいて、その時

間帯のトイレを使っただけというふうなことは考えられるかと思います。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） 公民館長さん自身が、「僕がおるときは開けていてトイレを使えますけど、いないときも多いので、横にトイレがあったらいいな」と。その場所も、一応この範囲あったら行けますねという話もしました。お金がかかるとは思いますが、これは、さぞんかトイレのことを思えば、どちらかという山本の公共トイレ、勝手に言うているんですが、そちらの利用度、活用度はかなり大きいものがあると思います。ちょっとだけ、イベントのときだけとかいうのではなくて、もっと大きく考えてほしいと思います。

終わります。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時49分休憩

.....
午前9時59分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、中瀬修君に発言を許します。中瀬修君。

○議員（中瀬 修君） 通告書に基づき、以下の質問をさせていただきます。

まず、町公共施設の総合的対策について、町長に質問させていただきます。

川南町ホームページにも掲載されていますが、平成28年3月に川南町公共施設等総合管理計画が公表されました。そして、昨年、令和4年3月に改定版が公表されています。本町の公共施設の中で、建築物は115施設とされています。本町もこれまでに社会の変遷や多様化する生活背景の変化に合わせて、多くの公共施設が町民生活の基盤や地域におけるコミュニティの拠点となってきました。

しかし、公共施設の老朽化が進み、安全性の担保が保証されにくい状況にもなっているのではないかと思います。それらの老朽化した施設の維持・管理の問題を解決するために、川南町公共施設等総合管理計画に沿って、施設の大規模改修や建て替え等必要な措置が進められ、今後も時代背景にあった管理計画が進められると思います。特に、老朽化が目立つ公共施設において、今後施設の更新・統廃合、長寿命化などの計画についてお伺いします。

あとの質問は質問席からさせていただきます。

○町長（東 高士君） 今、中瀬議員のほうから公共施設等の管理計画についてということで御質問がございました。

もう御覧になっていると思いますが、川南町公共施設等総合管理計画、これに基づいて今進んでおる状況でございます。耐震工事をやっていない建物及び老朽化が来ているものは、逐次この計画に基づいて用途廃止、またその他もろもろのここに書いてあるような事項でやっていきたい。

そして、公共施設等のパーセンテージが非常に多うございますので、これを少しずつ、要するに箱物を少なくしていきたい。それは皆さんのニーズに応じてやっていこうというふう
に思っております。

以上でございます。

○議員（中瀬 修君） 確かに私もこの管理計画を見させていただきまして、町長が答弁されたように感じております。今後、人口が減っていく中で、次第に老朽化していくものから、主要用途が変わっていくということを同様に考えておりますが、現段階で用途廃止とうたわれている施設が3施設でしたかね、あったと思います。今後どのように取り扱われるのかをお伺いします。

○町長（東 高士君） 今言われた内容は、指しているのは川南町の老人福祉館、それと教育委員会の生涯学習センター、それと川南町東地区の運動公園の体育館を指しているんだらうというふうに思っております。老人福祉館につきましては、耐震工事もしておりませんので、中に入っておられるのが事務所で使っているのが長寿会の方が使っておられます。事務局としてですね。これにつきましては、総合福祉センターができましたので、そちらのほうに移っていただくということでお話を進めてございます。また、その中で老人福祉館を利用して、いろいろと会合、また体操等をやっておられる方についても、総合福祉センターのほうに移っていただきたい。老人福祉館につきましては、令和8年に用途廃止にするという計画、ここに書いてございますので、その方向に向かって進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） ありがとうございます。用途廃止に関して令和8年というところでいくと、令和8年の廃止、これはもう建て壊しという形で考えてよろしいでしょうか。

○町長（東 高士君） この細部につきましては、建設課長から述べさせていただきます。

○議長（河野 浩一君） 傍聴人に申し上げます。議場内での帽子は、お願いします。ありがとうございます。

○町長（東 高士君） 今、私、建設課と申しましたが、福祉課のほうを担当でございますので、福祉課のほうにお願いします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 老人福祉館につきましては、令和8年度に取り壊しというふうに予定しております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 令和8年の取り壊しというところでは、これは住民に対しての周知というところではいかがでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 先ほど町長のほうからも申し上げましたが、老人福祉館のほうには、まだ長寿会の事務局もありますし、あそこの広間を百歳体操だったり、ふれあいサービスだったりで利用している方が大勢おられます。一応、令和8年度の廃止ということ

になっておりますので、まだ皆さん方にこの意向はお伝えしておりません。ですので、現在利用している皆さんには丁寧に説明をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） この質問をなぜしたかというところ、ある長寿会の方が質問を私のほうに持ってきました。要望という形もあったかと思えます。要は、様式トイレとしては配置はされているとは思いますが、その方のいわゆる身体機能というところが、いわゆる平地を歩くこともままならない状況になってきている方が、段差を用いてのトイレ使用というところに厳しさを感じ始めている。そういうところでいくと、可能な限りのバリアフリー化というところでいくと、こういう老朽化した施設、例えば生涯学習センターのトイレもしかるべきかと思えます。トイレに行く問題ではなくて、いわゆる生涯学習センターを利用する段差というところに対する、いわゆる対応ですね。バリアフリー化というところも考えられるかと思えますが、その辺りの今後の内容による用途廃止というところが決定していくと、なかなかやっぱ手をつけるということに難しさを感じるのかなと思えますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 老人福祉館のことでよろしいでしょうか。老人福祉館につきましては、私も確認に行きました。廊下からトイレにかけて一段段差がありまして、履物を履いて小便器を使う、または右側の個室に入って洋式便器、和式便器を使うという感じになっています。一段降りるところには縦型の手すりが一つついておりますが、一旦段を降りることから、下肢の筋力が弱っている方につきましては、確かにちょっと不安定さは残るかと思えます。ですが、移動するにあたって、その段差について簡易なスロープの取り付けだったり、移動するにあたっての手すりの取り付けというところについては、改修については可能かと思えますが、全体をフラットにするとか、大型の改修につきましては、令和8年度に取り壊しを予定しておりますので、今のところは予定しておりません。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 分かりましたというところで、私が納得することもちょうど難しい部分もあるんですが、やはり利用する方々、一人一人に目を向けていくと、その人その人の機能に合わせるということはなかなか難しいというところはよく分かります。ただやっぱり一般的な部分で手すりを今の現時点でもつけている。そういうところでのうまく転倒とか転落につながらないような案内とか、もっと何か安全性を安価なもので対応できる、さらに安心して使えるというものがそこに持ち込めれば、その辺りも御検討いただきながら、令和8年に持っていけるといいのかなと。さらには早急な段階での説明といいますか、いわゆる福祉センターを活用する方向性を求めたいなど、そういう部分で今後の福祉課といわゆる町としての対応というところを要望したいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

先ほども同僚議員のほうから、いわゆるインフラについての話がありました。私のほうからもその部分で、いわゆる町道の問題についてちょっとお話をさせていただきます。

年々梅雨の期間が長くなる傾向となり、またゲリラ豪雨や線状降水帯の発生に伴い、局地的な大雨が降ったり、極端な気象現象が起りやすくなったりしています。これは川南町も一緒です。気候変動の一部や地球温暖化の一部が原因のようです。日本も亜熱帯化してきているように思います。長雨が続くと私たちの日常生活においても様々な支障が出るのと同様に、そういう道路事情、インフラにも影響が出てきています。長く降り続く大雨の影響によって、場所によっては道路の冠水や土砂の流出、道路、路肩の崩壊などが発生しています。特に山間部は、顕著な大雨によって道路脇の土砂の流出、道路の陥没等が多く見られるようになってきました。破損状況も激しい場所によっては、車の往来が難しく、危険性を伴う状況になってきております。このような状況が発生した場合には、町民からの報告ということもまずはあると思います。それ以外に、町としての対応を質問させていただきます。

○建設課長（黒木 誠一君） 中瀬議員の質疑にお答えいたします。

長雨や台風経過後、町内全域を4区画に分け、職員と川南土木業協会でもパトロールを行い、崩壊・陥没・倒木などに対応できる体制を整えております。また、町民の皆様からの通報があれば、職員が現地確認及び処理簿作成を行い、建設課の維持班や川南土木業協会に依頼し、順次対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議員（中瀬 修君） いわゆる町民と行政とのコミュニケーションというところがしっかりとれているというところは、すごく安心しています。ただ、町民から要望があって、その補修が行われました。その後の確認というところは、もちろんされていると思いますが、その後、この時期ですから、すぐに大雨が来た後に、やはり同じ状況になっているという声がまた届きました。その確認というのは、どのタイミング等で行われますか。

○建設課長（黒木 誠一君） 中瀬議員の御質疑にお答えいたします。

確認は、完了後の写真が業者や維持班の方からロゴチャット等を通して上がってきますので、私が画面にて確認いたします。また、先ほど申したように、特に強い長雨等があった場合は、やはり同じように、町内を4区画に分けてパトロールする体制が整えてありますので、このことを繰り返し行います。

以上でございます。

○議員（中瀬 修君） 山間部でも少ない世帯ではありますが、生活道路としてやはり利用している中で、そういう特に夜間帯とか、薄暮した時間帯に見落としてしまう場合があって、二次的ないわゆる事故等につながる可能性があると思います。修繕したというところに関しては、すごく俊敏な対応をしていただいたというところで、町民の方々も住民の方々もすごく感謝を申し上げていましたが、ついこの間なんですけど、同じ箇所が、いわゆる碎石といえますか、それを埋めたところが雨で簡単に流れたと。だから結局また同じことになっているということを連絡しましたので、できれば砂利を置くだけでなく、何かその上、しっかり舗装するとか、そういうところまで早急に対応していただけると、そういう箇所というところ

ろが減っていくのかな、1回で終わるところをもう何回も何回も行かなくていいのかなというふうに思いますので、今後もその辺りはお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

同じく山間地域の話をしていただきます。山間地域の除草管理について町長にお尋ねします。川南町も少子高齢化の波は激しく打ち寄せ、2020年国勢調査人口高齢率は35%を超えました。2025年問題、その数はさらに増えると思われれます。超高齢化社会で懸念されているのが、特に医療・福祉業界をはじめとする様々な分野での人材不足、社会保障制度の財政不足、労働力減少による経済活動の鈍化、高齢者の給与を得る低下、孤立による孤独死や認知症の振興、高齢者の経済格差などなど、デメリットを挙げると、少し暗い話になってしまいます。特に山間部では、若い世代が利便性の高い町場での暮らしを求め、町外で生活をする方々が多く見られてきているのは、今に始まったことではないと思います。山間部に暮らす多くの高齢者は、少ない年金で細々と生計を立てている状況、家の小さな畑で野菜を作り、時には鳥害獣といいますか、イノシシや鹿、猿などの被害に遭いながらも、懸命に生きている状況です。また、若い頃には苦闘もしなかったことが、少しずつできなくなり始めているのも確かです。山間部で暮らす地域の方々を見ると、その顔に刻まれた年輪の数が増えているのは否めません。本町の各地域では、年に数回地区ごとに草刈り作業が行われていますが、山間部においては草刈り作業が年々困難を極めている状況です。自宅の庭先すら、やっとの思いで作業している。それにもかかわらず、地域からの要請等があれば、決め事として、取り組んでいる場所の、昔から以前から取り組んでいる場所の草刈り作業をともに行う。体力的にも限界が来ているという話も届いております。そこでお尋ねします。こういった高齢化率が高まっている地域において、町として何らかの支援策があるかをお尋ねしたいと思いません。

○町長（東 高士君） 今、非常に厳しい御意見を賜りました。と申しますのは、これから10年先、20年先であったときの山間部がどういう状況かと考えますと、非常に暗いものがあるというふうに私は思っております。環境整備、要するに草刈り一つもできない、草は伸び放題というような状況を、いかにしてそれを行政が手助けをするかという一つの大きな課題ではないかと思えます。今、シルバー人材センターもなかなか新規の入会者が、会員がいなくて、そして平均年齢が少しずつ高くなっていっているというのは、御高齢になってもまだまだ70代でも皆さん元気なので、働いておられますね。そういうことでシルバーに入会される方が少ないというふうに聞いておりますが、この問題は町としても先のことを考えながら、どういう形でやっていけばいいんだろうか、例えば建設会社、いろいろありますが、そういうところに依頼をしてやっていただくというのも一つかなと、草刈りを含めた環境整備ですね、そういうようなことも考えないといけない。10年先、20年先のことを考えて、この町の非常にきれいな自然豊かな町を保持するためには、そういうことも考えていかないといけないんじゃないかなということで、やはりそのためには財力が必要なので、私がいつも言っ

おりますように、ふるさと納税とぶらっつ、これで財力を、足腰しっかり固めて。そういう時代が来たときには、そういうことを町のほうから行政のほうの手助けするとやるというような体制を作っていくべきじゃないかなと、いずれ来るんじゃないかなというふうに私は予想しております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 真剣に真摯な思いを伝えていただきました。多分、この質問の中身には、私の両親も2人、山間部で暮らしておりますので、それが、声が、その町長の声が届いてありがたいと思っておりますが、いろいろな自治体の取組みというところを参考にしながらいくと、ここでは公表できませんが、日之影町もちろん、特に川南もひどい山間地域でありますので、そこでの取組みだったりとか、スポーツ庁が提示しています、草刈りをスポーツの一つとして見て、競争ではなく、いわゆるどれだけきれいに除草できるかというコンテストを開くとか、そういうスポーツツーリズムというところも今後、組み合わせていくと、ある意味、町の活性化に、もしかしたら人材を求める一つの方法にもなるのかなと思って、この質問を終わらせていただきます。

次に、運動・レクリエーション施設についてお尋ねします。

町の運動公園をはじめとする様々な公共施設において、町民がどの程度健康増進として活用しているのか、その活用状況について伺います。また、同じ施設を町内のスポーツ団体がどのように利用しているか、どのくらいの頻度で利用しているか分かればお知らせください。同じく、町外の団体の利用率というところも分かればお知らせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。施設の利用状況であります。教育課で管理している施設、総合運動公園、農村センター、生涯学習センター、東地区体育館、合宿所、通浜交流館の令和4年度実績は3,279件、延べ1万3994人の方に御利用をいただいております。令和4年度の利用料のほうは合計で437万7800円となっております。令和5年度になりまして、コロナ感染症による活動制限もなくなりましたので、さらに利用は上がっていくのかと見込んでいます。それから町内の団体、それから町外のということなんですけど、ちょっと今それぞれ別々というのは手元にはございません。町内のとなってくると、川南町スポーツ協会に属している団体、スポーツ少年団も含まれますけど、クラブチーム、中学校部活、個人と様々な方に御利用のほうしていただいているところであります。川南町スポーツ協会に属している団体、及び町民の利用に関しましては、利用の減免措置が設けられておりますので、こちらを御利用していただいております。一方、町外のスポーツ団体となりますと、今までなかなか、コロナ禍でということ御利用がなくなってきたところなんですけど、こちらのほうも今後利用が増えていくものと考えております。ただ、施設の利用にあたっては、町外利用の場合は利用料のほう2倍、4倍と定めがありますので、なかなか料金面でというところも問題があるというところでもあります。

以上でございます。

○議員（中瀬 修君） ありがとうございます。この件数というところが、コロナ禍の中でこの件数というところもありますので、一概にすごく使われているとか、もう少し頑張ったほうがいいんじゃないかというところは、私の中ではちょっと分からない部分もあるんですけど、これからいわゆるコロナが5類に引き下げられた中で、今年度、いかにこの施設が活用されていくのかというところを注目していきたいなと思っております。

次の質問ですが、特に運動公園並びに高森近隣公園等なんですけど、グラウンドの芝が、いわゆる天然芝だったりします。その管理というところのことに関して伺いたいと思います。グラウンドの芝、いわゆる成長が早い、この時期に特に伸びが早い、雑草も多く出てくる場合があります。サッカーやグラウンドゴルフ等ではボールの転がりの影響につながって、なかなか練習というところにも難しさを感じることもあると思いますし、大会においては、そこら辺の除草作業、いわゆる芝刈り作業というのも必要になってくるかと思いますが、こちらの管理団体というところはどこがされているのかをお知らせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えをいたします。まず運動公園、高森近隣公園、ふるさと文化公園は川南町観光協会へ業務委託をしております。また、東地区運動公園は川南スポーツクラブへ業務委託をしております。

以上でございます。

○議員（中瀬 修君） いわゆる清掃管理団体でよろしかったですかね。管理団体というのは清掃、整備ですね。ありがとうございます。この管理団体が主として、タイミングを見て芝を刈るというところでもよろしいでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

実際、草を刈ったり整備したりという業務を受け負って管理団体にやっていただいているところなんですけど、どのようなタイミングでということなんですけど、利用状況とか大会イベントを把握できる範囲で、情報を共有しながらということで、業務は進めていただいているところです。ただ、全てお任せというよりは、発注しているというか、運動公園の管理をしております教育課の主管するところがやり取りをしながら、実際、管理については進めているような状況であります。

以上でございます。

○議員（中瀬 修君） ありがとうございます。運動公園、高森近隣公園というところが、いわゆる川南町都市公園公園施設及び特定公園施設等の設置基準という形で条例化されています。その中で、条例文の中に、いわゆる町民の健康増進施設、それからいわゆるレクリエーション施設という形で内容が記載されているかと思いますが、町長にお尋ねしたいのが、いわゆるスポーツ団体を今後、こういうコロナが明けた後、誘致する中で、町民のいわゆる健康増進施設に合わせスポーツ団体も誘致するというところに、いわゆるブッキング、いわゆるぶつかり合う施設を共有できない状況が生まれてくるのではないかと思うんですけど

も、そういうスポーツ団体を誘致する上で、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（東 高士君） 今、中瀬議員の言われた内容につきましては、時期的なこともあろうかと思えます。特に3月のキャンプの時期、これは非常に一緒になる、ブッキングする可能性があろうかと思えます。しかし、そのほかの時期はそういうことはないんじゃないかなというふうに思っておりますので、その時期だけは、よく誘致をいたします産業推進課も含めて、教育課、また観光協会ともいろいろ意思の疎通を図って、なるべくそういうことがないようにやっていきたいと思っております。前町長がスポーツランド構想というのをずっと打ち上げておられました。これは非常に立派なことだと思いますので、これは継承していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） ありがとうございます。今、町長の方からもスポーツランド構想は継続していきたいということで上がってきましたが、ではスポーツランド構想として今働きかけている、何かこのようなことをしていますよということがあればお知らせいただけますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

本町におけるスポーツ合宿等については、これまで野球の団体が1月から3月の時期にいられていたところがあったんですけど、コロナの関係とか宿泊施設の倒産とかいうことで、それがなくなっていたところなんですけど、令和4年度から少しずつそれが今戻ってきているような状態です。今後におきましては、昨年度、町内で宿泊施設が2か所オープンしたこともございますので、今のこちらの取組みとしては、今年11月に大阪方面にスポーツ団体、スポーツ団体にのみならず、今後は先ほど施設のブッキングという話もございましたけど、文化系の団体にも今後声をかけていきたいなと思っております。まず、その最初として、11月に大阪のほうに訪問して、いろんなところに交渉をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（中瀬 修君） とても前進的な考え、すごくありがたいなと思っております。6月の所信表明で町長が川南ラグビークラブを支援しますということで、とてもありがたい施設方針を出していただきました。ラグビーだけでなく、サッカー、バスケットその辺りも含めて多種多様な競技団体に今産業推進課長がおっしゃっていただいた部分もあると思っておりますので、とにかく川南町をPRしていくというところできると、やはりもっともっとそういう声かけというのは全国的に、ある意味世界的に発信していくということは、大事ななと思っております。ぜひ、これからも頑張ってくださいなと思っております。

そこで、先ほどもいわゆる整備管理団体でしたっけ、といわゆる教育課と、行政といわゆるそういう管理団体との窓口的なもの、いわゆる観光協会が入ったりとかというところで考えていくと、少しいろんな情報の共有がタイムラグが生まれていくんじゃないかなと私は考えますが、そこをまず修正していく今後の一つの方針として指定管理者を置くというのほど

うでしょうか。町長、御意見を申し上げます。

○町長（東 高士君） 指定管理者につきましては、そこまでは考えておりません。

私はまだ4か月しかたっておりませんが、いろんな会合、またこれは県外も含めてですが、行って、川南のPRを一生懸命やっております。町長という仕事の大きな使命、半分ぐらいは私はセールスマンじゃないかなと思っておりますので、いろんなところで川南をPRして、川南に来てほしいということもやっております。それはスポーツに限らず観光、全ての面で。特に先ほどラグビーの話をしていましたが、ラグビーのクラブで川南クラブと川南とについているだけで、これはすごくPRになりますので、これは全面的にやっぱり町民として応援していかなければならないと思っております。後援会長は中村議員でありますので、中村議員も前面に立って、後援会長として働いていただけると思っておりますので、そういう形でやっぱり町民が応援をしていく、これは当たり前の話だと私は思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） スポーツに関わる、特にラグビーに関わる一人として、これは本当に川南町のために、もしくは川南ラグビークラブの発展のために、私も頑張っていく、その思いは変わりません。

この話を、指定管理者の話をしているのは、いわゆるスポーツ団体が夏に合宿を行ったときに、いわゆる芝の問題というところで、少し当たり前にそこからスタートできる時間帯の練習ができなくて、2時間遅れて、いわゆる芝刈り作業を急遽してもらった後に練習が始まったというところもあったりするので、そこら辺の、いつ、どういう団体がどういう目的でこの会場を使う、そのためにはこうしたい、こうしてほしいという要望がある上で、それがちゃんと伝わっているか伝わっていないのかというところを、伝わっていないということを減らしていきたい、そういう思いでいくと、指定管理者を置くことが、いわゆる土日に急遽使用したいというところですけど、いわゆる閉庁状態の中では申請ができないとかですね、そういうものが生まれてきますので、特にそういう利用率を高める一つの方法として、空いているところを使わせていただくというところでは、そういう指定管理者が土日も管理をしていただけるようにすると、利用率というところの高まり、もしくはスポーツランド構想にもひょっとしてつながっていくのではないかと、私は考えたので質問させていただきました。

それでは、最後の質問にさせていただきます。

さきの6月定例会において、私としては非情な審判が下され、中学校総合整備基本計画が白紙となりました。今でも事実として信じたくないという思いは深く深く持っております。

さて、これまで3地区のタウンミーティングを開催されましたが、町長がいわゆるこの説明をされました。町民に対してどれだけ納得をしてもらえたのか、そのような御自身での評価というのはどのようにお考えでしょうか。

○町長（東 高士君） タウンミーティングを3回実施をいたしました。その中で、中学校の問題、これは大きな問題でございますので、ちゃんと説明をし、丁寧にこれからもやって

いかなければいけないというふうに思っております。特に3回目のときには、これから統合に向かって話を進めていきたいということを強く申し上げました。総合教育会議をこういう形で開きました。しかし、賛同は得られませんでしたという話もさせていただきました。そして議事録もそのときにお配りをさせてもらって、それぞれ教育長以下、教育委員の方々の考えというのもそこでお示しをしたところでもあります。今から、まだ毎月毎月タウンミーティングをやっていきますが、その席上でずっと細かく説明は統合を急ぎたい、統合すべきだということを話をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） いわゆるそのミーティングの会場において、昨日も同僚議員からもありましたけれど、なぜ中学校問題に関しての質問を受け付けないという形でのお示しが最初にあったのか。要は、もう最初に釘を刺されて、そこに言葉を発することは許されないというところを町民に示した理由というところを、もう一度お聞かせください。

○町長（東 高士君） それは第1回のタウンミーティングのときに、司会のほうからそういう話があったと記憶しております。要するに、議会で議決した内容ですので、またその中に対して、その件に対して要するに中学校を造ってほしいと。建設をしてほしいという意見はもう受け付けませんよというようなことを司会が言ったと思います。私はもう議決が最終決定ですので、これで決まったらそれを私正しいと思っておりますので、そういうことを言って、私は何ら問題はないというふうに思っております。

○議員（中瀬 修君） ということは、総務課長に対するいわゆる町長からのトップダウン、指示というところで理解してよろしいでしょうか。

○町長（東 高士君） はい。そのとおり理解してもらって結構でございます。

○議員（中瀬 修君） 選挙が終わり、いわゆる6月定例会の後の議案のほうが可決され、いわゆる中学校が新設されることが廃止された。それは私たちも本当にまだまだ納得できない状況の中で、もっともっと町民は納得できないと思います。

ただ、6月の所信表明の中で、町長がいわゆる全ては終わったんだと、ノーサイドだと、いわゆるノーサイドというのはラグビーの言葉でよく使われる言葉ですが、そこでノーサイドというところで私たちは考えるのは、もう一度この白紙の上に全ての町民の意見を取り入れる。それは、既存している中学校を活用するだけの話ではなくて、新たな施設、そこを設置するというのも、もう一度テーブルに載せるべきじゃないかと、私は思いますがいかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 私は、確かに選挙が終わった後、ノーサイドと言いました。このノーサイドという意味は、今まで推進派も反対派の人たちもみんな一緒になって、まちの将来のために一緒に知恵を出して、いろんなことをやっていきたいと思いますという意味でノーサイドという意味を使いました。中学校の問題は、私は新しく建設をしないということはずっと選挙前から言っておりますが、今後も変わりませんが、

そういう状況であります。ただし、統合については一番最初、恐らく「ヒト・モノ」の計画で総合計画、あの計画は確か平成28年3月で出ていると思います。あそこに小・中学校の統合というのが入っています。これが出たということは大体一、二年前にはもう話が進んでおったんだろうと思います。これが正しいかどうか分かりませんが、聞くところによると小学校の統合も勧めたいということでやっていたけども、小学校はコミュニティの、要するに中心地であると。コミュニティの場である、それと反対者が多いということで、まずは中学校を二つを一つにしようということから話が始まったというふうに、私はいろんな人から聞いております。6月の議会で、要するに基本計画を廃案にしました。その後、いろんな人ともお会いをし、いろんな会合にも行きました。その中でも統合は急げと、タウンミーティングでもある人は統合は急げという発言もありましたように、統合については皆さん、私は同じ考えだろうと思っておりますので、統合を急いで早く既存施設へ、どちらかを使うか、それは教育委員会が決めることなんですけども、その中で物事を進めていきたいというふうに思っております。だから、一步前進をしないと、足を踏み出さないと、この問題は解決しなきゃいかと私思っておりますので、統合を急ぎましょうというのは、そういうことで言っております。そのために、総合教育会議を8月4日に開いたというのはそういうことです。

以上です。

○議員（中瀬 修君） これまでも同僚議員が同じような質問をしながら、同じような回答で、私たちとしてのこの町民からの私たちの届いている、町民から私たちに届いている声というところを今届けている中で、その声がなかなかやっぱり受け入れられていない、反発して全て壁にぶち当たっているというところにありますので、やはり町民、先ほど町長の口からもありましたように、ノーサイドの後、皆様の意見を、町民の意見を取り入れながら、しかし新中学校は建設しませんよ、そこに矛盾を私は感じるんですが、いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 私は何ら矛盾を感じないんですが、それは中瀬議員と私の見解の相違かもしれませんけども、新しいのを造らない、それは私は今までいろんな理由をずっと言ってきたと思うんですよ。造らない理由を。再度言えといわれるのであれば、再度申し上げますけどよろしいですか、言わなくて。言いましょうか、造らない理由を。いいですね。とにかく、新しいものは造りません。とにかく今大事なのは、10年先、20年先を見て、この本町をいかに豊かに、明るく生活できる、暮らせるという社会をつくるべきだと私は思っておりますので、そのためには中学校を造るために莫大な費用を、恐らく幾らかかるか分かりませんが、計算していませんので、そういうお金を使うべきじゃない、今やっと基金のほうも少しずつ増えてきておりますし、今回の監査においても、4年度の監査、監査委員のほうから受けましたけども、非常に黒字で非常に良好だというお褒めの言葉もいただいております。だから、これを続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 私たちはこれまで、私もそうなんですけど、この中学校、新中学校

を建設していただくためのいろんな会議に、PTAとしても関わりを持ってきました。それは、やはり私たちではいろんな行政の中の中身というところはその当時では分からなかった部分がありますが、今こういう立場になったときに、今この川南町を支えられている状況の中で、今後、10年後、20年後、人口が本当に減っていくのがもう予測どころか目に見えている。その中で、じゃあ老朽化した中学校がそのときに本当に安心して安全な状況で利用できるのか、活用できるのか、そう考えたときにはやはり今じゃないかという思いは今でも変わりません。なので、10年後、20年後にどちらのほうに、やはりしとけばよかったのかと、あしとけばよかったのかとなるのか、私は新設したほうがよかったというふうに信じて、この質問を終わらせていただきます。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時51分休憩

.....
午前11時01分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、三原明美君に発言を許します。

○議員（三原 明美君） 三原明美です。通告書に基づき質問いたします。

6月定例議会に引き続き臭い問題について質問させていただきます。私が6月定例議会で質問いたしました「悪臭で臭い過敏症になり体を壊している町民の方が悪臭の件で相談に川南町や県などにも何回も行かれたけど何も解決しない。体を治したいため、熊本県、高知県まで行かれたけど、体は弱るばかり。仕事もできず、住むところもままならない生活をしています。こういう住民を助けてやることはできないのでしょうか」の私の質問に、町長は、「今の状況では非常に厳しい。しかし、一住民を苦しむまま放っておくことはできませんので、何とかしてやりたいという気持ちでいっぱいです。今から考えます」と言われました。また私が、公害相談窓口をつくり、町民のケアをしっかりとやるべきだとも言いました。あれから3か月余り、臭い問題について、どのように進めておられますか。また、アース製薬の進捗状況は後ほどお聞きいたしますので、そのときに答弁をしていただきますようお願いいたします。

あとは質問席でいたします。

○町長（東 高士君） 6月議会のことはよく覚えております。住民の中にそういう苦しんでおられる方がおられると、これは非常に不幸なことでありますので、1日も早く是正すべきだろうと思っております。ということで、議員もお持ちだと思っておりますが、こういうパンフレットをお渡しをしております。これに書いてありますように、行政は中立公正な立場から紛争の解決を進めなければならないということで、被害者も加害者も、加害者と言ったら失礼ですけど、会社側ですね、両方、どちらにつくわけもいきません。私にも個人的に、言い

ましたように、私の自宅にもお見えになりました。喜んでお会いしました。そういう痛み、生活の状況とかですね、お聞きをしましたが、やはり私が勧めたのは、もう、そういうところだったら場所をお移りになったらいかがでしょうかと。転居ですね、これを強く私はお勧めしました。しかし、あの土地にやっぱり愛着があるということで、あそこで、しばらくは過ごしたいということをおっしゃったので、それ以上は勧めませんでしたけど、この事業について、私は環境課長にも、対面によく話して、よく説明をしろということは何回も指示しました。彼もやってくれているというふうに私は思います。やっぱり御本人が納得していただかないとどうしようもないんで、これはもう最終的に裁判という、訴訟というところに行かざるを得ないんじゃないかなと思っています。私は、例えば、どこか転居されるのであれば、住宅のほうを何とか見つけてさしあげようかなと、個人的にですよ、思っておりましたけども、町長としてではなくて、個人的にですね。そこまで思いましたけど、本人が先ほど言いましたように、あの土地でちょっとということでしたので、そういう状況で終わっております。あとの細部につきましては、環境課長のほうから連絡させますので、よろしく願いいたします。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

宮崎県の公害苦情相談窓口や同審査会場、このようなものに紹介するというようなこととか、民事訴訟、こういうものにつきましても、これまで幾度となく、紹介、説明等をさせていただいたところです。町長が先ほど申し上げましたように、役場が、町が被害者と呼ばれる方を連れていくと、そういう会場に連れていくという行為は、中立的立場であります町の立場では極めて困難であると解釈しております。逆に言えば、加害者とされる側、こちらも町が同窓口等に連れていかなければ、行政の中立性は担保できないからでございます。さらに詳しく御説明申し上げますと、日本国憲法第15条「公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障」の第2項に「全て公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」との定めがございます。この全ての公務員に求められるのは、社会の一部の人だけを利する特殊利益の実現ではなく、公共の福祉の実現であると解釈しております。この公務員には、特別職及び一般職が含まれるものと解しますので、議員の皆様に加え、私のような一般職も該当するものと考えております。次に、同法第92条第1項「地方自治の本旨の確保」におきまして、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」とあります。よって、この条文を根拠に地方自治法が制定されているものと解釈しておりますが、同法第2条第2項に「普通地方公共団体は、地域における事務及びその事務で法律またはこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」とし、同条第3項において「市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする」となされておりますことから、法律等に基づく処理をすることとされるもの事務を処理しなければならない町は、法令に基づき、住民と企業、そのどちらか一方に偏

る事務処理を行ってはならないものであると解釈しております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 今なかなか難しい法律を持ち出されて言われました。この臭い問題も川南町が何年も抱えている問題ですので、そう簡単に解決できる問題ではないと思いますが、考え方を少し変えれば可能になることもあるのではないかと思います、6月の定例議会で答弁していただきましたことについて、もう少し深く質問させていただきたいと思います。

そこで、川南町公害防止条例についてお尋ねいたします。

6月定例議会にて、私が、「悪臭防止法11条『市町村長は、住民の生活環境を保全するため、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度または大気の臭気指数について必要な測定を行わなければならない』とありますが、川南町の場合、規制地域はありますか」の質問に、河野課長が「規制地域は設けており、都市計画区域で川南町のトロントロンとか、そういう中心市街地を指し、勧告、次に命令などの強い改善ができることになっているが、規制区域外だと、指導条例に基づく指導にとどまるしかない」と言われました。そこでお尋ねいたしますが、規制区域内で、実際悪臭苦情が発生して、悪臭の測定、改善勧告、改善命令、罰則まで行われた事例はありますか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

規制地域外においての改善勧告、命令（「区域内」と呼ぶ者あり）失礼しました。区域内ですね。私が知る限りでは、そのようなことはないと思います。

以上です。

○議員（三原 明美君） ということは、この町場では、そういう問題が起こったことは一度もないということですね。臭い問題で。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

悪臭といいますのが、畜産に由来するものが多いですが、この中心部におきまして、昨年度か、一昨年、1件ですね、この規制地域内で悪臭の苦情がございました。しかし、その件についても対応済みということでございますので、改善勧告、改善命令、そして罰則とか、そういうものについて、その先に進んだということはありません。

以上です。

○議員（三原 明美君） 私も川南町公害防止条例を見ました。目的に、第1条「この条例は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止に関して必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって町民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする」、また、定義としては「この条例において、次の各号に上げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」。その中の1「公害事業活動その他人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう」と書いてあり、読んでいくと河野課長が指導条例と言われた川南町公害防止条例の第

6条「公害防止の指導」が出てきます。その内容は、「町長は、公害が発生し、また、発生するおそれがあると認めるときは、公害を発生させ、または発生させるおそれがある者に対し、公害の防止のため必要な措置を講ずるよう指導しなければならない」、2、「町長は、必要と認めるときは公害防止協定の措置を講ずるよう努めなければならない」と書いてありますが、規制地域内、規制地域外の言葉は、どこにもここには出てこないのですが、ただ、第4条の「町の責務」というところに、「町は町民の健康を保護し及び生活環境を保全するために県の施策に準じて施策を講ずるとともに自然的、社会的情景に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」とありますが、この「県の施策に準じて施策を講ずる」のこの部分が悪臭防止法11条に当たり、川南町には規制地があるというわけでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

悪臭防止法の規制は、すみません。川南町の規制は、悪臭防止法に基づいて都道府県知事が指定して規制しているものでございます。なので、条例に基づいて規制をしているというものではございません。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 私の勘違いで、この公害防止条例の中には、そういうことは書いてなくて、別に悪臭防止法のところを使って、この規制地域というところを言っているんですよということですか。公害防止条例は関係ないということでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

悪臭防止法と川南町の公害防止条例、これにつきまして、無関係では全くございません。全くございません。むしろ、それに係っていると。法律があつて、そして補完できないものについて、条例で整えているという成り立ちでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 悪臭防止法、私も読みました。これは昭和46年度に策定された法律で、そこには、悪臭防止法は、事業活動に伴って、悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的として、昭和46年に策定された法律です。規制地域は、都道府県知事、市及び特別区の長が指定しますと書いてあります。これですね。この悪臭防止法と、悪臭防止法11条も、川南町公害防止条例も、全て規制地域内のことで、規制地域外のことは全て当てはまらないので、河野課長が6月の定例議会で言われた民意と民意で話し合いなさいということでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

今、絵が複雑になっていまして、ひもときたいと思つていっていますが、要するに、規制区域内で起こる悪臭で対応する場合と規制地域外で対応する場合をちょっと整理をさせていただくために御説明を申し上げたいと思います。悪臭防止法で定めます本町の規制地域とそれ

以外の地域において、健康被害を受けた個人の方が相手方、加害者側ですね、に対して生じた損害への賠償請求を行う場合です。上記、今、申し上げた規制地域内も規制地域外も双方の個人はその地域の区別なく民事訴訟等を行うこととなります。ので、規制地域の内外で当該訴訟の差別は存在しません。これが大きな一つです。次に、規制地域で規制基準に違反して悪臭を発生させた工場等が仮にあった場合を御説明します。その際は、市町村長は、まず期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭防止の方法を改善し、または特定施設の使用の方法もしくは配置を変更すべきことを当該工場等に対して勧告します。そして、それでも、その勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うことを命ずることになります。そうした改善命令にすら従わないとき、罰則を適用することになります。その罰則の量刑は1年以下の懲役または50万円以下の罰金等となりますが、これは行政罰と呼ばれます。当該工場等が1年以下の懲役または50万円以下の罰金を裁判所に払うこととなります。つまり、民事訴訟と行政罰は別問題ということでございます。

先ほども申し上げましたが、悪臭等による健康被害への損害賠償を求めるために相手方に対して民事訴訟を規制地域内または規制地域外の個人の方が行う場合、双方の地域に当該訴訟を阻害、禁止する区別は存在しませんので、各人がその権利行使について御自身もしくは代理人、弁護士などを通じるなどして、当該訴訟の手続を進めなければなりません。加えて宮崎県公害審査会に対する調停等の申請手続につきましても、前述のとおり、御自身もしくは代理人、行政書士等が考えられますが、この方などを通じて、当該申請の手続を進めなければなりません。最後に、上記、今申し上げた2つの手続は民事でありますので、第三者であります町は法令に基づき介入ができないことを申し添えます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 課長、私もそこはしっかり勉強いたしました。私が言いたいのは、補償、損害賠償、補償とかの行く前のまだ段階の前の話で、この間、そこですが、河野課長が6月定例議会で規制地域の指定は都道府県知事が指定します。そのようなことから都道府県知事が指定した地域で、川南町には地域を指定されるときに意見の申出があったと思うのですけれど、それで決定していると言われました。それでは、この当時の知事が規制地域をどこにするかを当時の川南町長に聞かれ、それで町長が町場と言われたので、そこに決まったということですか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

先ほど申された悪臭防止法による規制でございますが、規制地域の指定は、同法第3条に基づいて、都道府県知事が市町村長の意見聴取をすることになっております。これが法律の第5条でございます。そのような手続を経まして、悪臭防止の規制地域が定められているということでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） それならですよ、知事が規制地域の指定ができるのであれば、川

南町はこの規制地域の変更を知事をお願いされてはいかがでしょうか。この昭和46年法律第91号悪臭防止法の「市町村長の意見の調書」と書いてあって第5条ですね、「都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとするときは、当該規制地域を管轄する市町村長の意見を聞かなければならない。これをまた変更し、規制地域の指定を解除し、または規制基準を廃止しようとするときも、同様」と書いてあります。この川南町の規制地域がいわゆる町場に決定されてからもう50年もたっています。環境も随分変わってきていますよね。川南町の小学校や中学校付近には住居が集合しています。学校付近だけでなく、あちこちに分譲地ができています。また、移住者の方々も町場だけでなく川南町のあちこちに移住されています。それに鶏舎、豚舎、牛舎にしても大型化しています。規制地域は、もう町場だけでなく、川南全区域ではありませんか。変更することにより川南町の臭い問題が随分変わっていくのではないのでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） この区域につきましては、私は詳しいことよく分かりませんが、これは検討して、もう50年も経っているということでございますので、これは再度検討して、全域に指定ができるかどうか、これはよく勉強しないといけない事項だと思っておりますので、これは検討させてください。

以上です。

○議員（三原 明美君） 臭いを全て取り除くことなど到底できないことだと思います。しかし、体を壊している町民がいるのは問題だと思います。ぜひ、検討してください。

次の質問に行きます。

次は、川南町の臭い測定について質問いたします。

川南町公害防止条例の「監視、測定等の実施」の中に、第8条に、「町長は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のために必要な監視、測定及び試験検査等を実施するように努めなければならない」と書いてありますが、これももちろん規制区域内のことだと思います。

測定の実施は環境課が状況を把握することが目的と言われましたが、把握されたデータはどうされるのでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

測定して内部で数値等を出して、そしてそれに基づきまして、対象者、畜産の場合でしたら畜産の経営者、この方々に対して、臭いがこれほどありますよと、改善してくださいという指導を目的に使っております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） そしたら、指導というか、そのデータを基に、その出しているところにはしっかりと、出していますよ、気をつけてくださいねということはあるのでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

言葉足らずな部分がありましたので少し説明を加えさせていただきます。環境課が所有し

ます臭気測定機での測定につきましては、環境課が状況を把握することが目的であり、測定機での測定結果を公表はしておりません。といいますのが、臭気測定機、昨日も別の議員の方で申し上げましたが、取扱書の注意書きに「本機による測定結果は悪臭防止法の定める公的なデータとして利用することはできません」と記されております。さらに町役場は計量法第107条で規定する計量証明事業者でもございません。このようなことから、環境課において独自測定した結果に対して公にまたは業務上、他人に対してデータの内容を証明することはできない状況ですが、御本人さんに対しては、要するに基準、法律で定められる測定結果ではないですが、このような数値が出ていますよというお話をする際に使用しているというものでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 環境課で、その所有する臭いセンサーには、そうやって注意書きに、本機による測定結果は悪臭防止法の定める公的なデータとして利用することはできませんよって書いてあると今おっしゃいましたよね。そしたら、この本機による測定結果が出せないと書いてあるんですけど、本機による、それでは別な臭いセンサーがあるんですか。公にできるような。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

公に証明するのは専門の業者さん。そのような方に御依頼すれば証明が可能かと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） そしたら、計量証明事業所に委託すると公にできるということなんでしょうね。

○環境課長（河野 英樹君） 御質問にお答えします。

町が委託をしてということですか。委託する根拠がございません。今、規制地域外のことでよろしいですか。規制地域内のこと。（発言する者あり）規制地域内のことと外のことです。では、内のことをまず御説明いたします。先ほども触れましたが、規制地域内で悪臭、こういうものの通報があった場合、私たちは現場の立入検査などを行います。緊急を要するもの場合は応急措置命令などを出すというふうになります。実務として、そういうものがまずありません。ただ、と言いつつ、じゃあ、次にどういうふうな手続になるかといいますと、悪臭の測定、これは悪臭防止法の第11条に書かれております。測定の委託を臭気測定業務従事者に委託することができると、その法律第12条にございます。そのデータに基づいて、改善勧告または改善命令などに進み、それでも駄目な場合は警察などによって処分をされ、そして裁判で確定するという手続になるかと思っております。これが第1点目です。地域外の取扱いについてですが、悪臭防止法の規制外ですので、悪臭が出たというところで、町が業者を探して委託して臭気を測定しなければならないという条文はございません。そのようなことから、臭気測定は行っていないこととそれを公表する義務もございませんので、その

ような状態でございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 規制地域外はもう測っても、測ることは測られるんですよね。測ることはできるんですよね。だけど、それを公にすることもないし、注意することもないということですね。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

先ほども申したつもりではございますが、要するに役場がこの測定器で収集した測定結果は悪臭防止法の定める公的なデータとして利用することはできません。仮にですけど、裁判所など第三者機関で使用するための証拠として私たちの内部データが活用できるものではないと解釈しております。このようなことから、しております。以上でございます。

○議員（三原 明美君） ところで、この臭いセンサーは川南町には何機あるんですか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

環境課が所有しております1台、そして産業推進課が所有しております1台、2台というふうに把握しております。

以上です。

○議員（三原 明美君） その臭いセンサーは、大体どれくらい使われるんですか。月に何回か、指定の場所があるんですか。毎月、はない。分かりました。

住民の大多数が悪臭による不快感を持つ濃度というのは大体どれくらいなのでしょう。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

臭いの強さでございますが、感覚的なものでございます。その程度を数値化する手法として、臭いの強さを6段階に分けております。ゼロから5まででございます。臭気強度2.5から3.5に対応する物質濃度、臭気指数が敷地境界線の規制基準の範囲として、地域の自然的社会的条件を考慮して定めるものとされてはいますが、その2というものが何の臭いかが分かる弱い臭い、3が楽に感知できる臭い、4が強い臭いというふうに臭気強度の判定方法がございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 分かりました。臭いセンサーをできるだけ使わないような状況になってくれるといいなと思っておりますが、次に行きます。

次に、川南町の現時点での畜産の数についてお尋ねいたしますが、川南町は東西約12キロ、南北約10キロ、面積約90キロ平方メートルの農地が約41%、森林が約37%を占める豊かな自然環境に恵まれた町です。そして何といたっても畜産の有名な町です。あの口蹄疫のときに、この川南町に16万頭もの牛、豚などがいたのはびっくりしました。

ところで、現在、川南町には、牛・豚・鳥はどれくらいの数がいるのでしょうか。

○町長（東 高士君） データが令和4年2月1日になりますが、牛が147農場で1万30頭、豚が48農場で11万3310頭、鶏が61農場で285万6000羽になっております。

以上です。

○議員（三原 明美君） また、川南町に住民票がある方の畜産の数、川南町に住民票のない方の畜産の数も教えてください。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

住民票があるかないかというか、例えば、事業者さん、会社であるとか、そういったことの区別でよろしいでしょうか。はい。

現在、牛が147農場、そのうち町外の事業者としては16、約11%、豚が48農場のうち、12で25%、鶏が61農場のうち、29が町外ということで、47.5%と把握しております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） この数は川南町の広さ、人口に対しての適切頭数なのでしょうか。また、川南町は、適切頭数は決めていますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この頭数、羽数が適切であるかというのを決められておりません。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 適切頭数は決めるべきではないでしょうか。この小さな町にどれだけの、今から先もどれだけ増えるか分からない。増えるか分からない、そのために今度は人が嫌な臭いを持って、嫌な臭いをするような環境にますますなっていくんじゃないかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。適切な頭数を決めるべきではないでしょうか。

○町長（東 高士君） 三原議員にお答えいたします。

なかなか難しい問題ですね、これはね。どこまでが要するにキャパシティにどれだけ頭数がふさわしいか。これは難しいことだと思いますんで、これは大体大ざっぱな数は今後調べて、大体申し上げたいというふうに思いますが、よろしいですか、それで、はい。

○議員（三原 明美君） ぜひ、御検討ください。

次に行きます。

次に、臭い対策用の補助金についてお尋ねいたします。

町民の方から相談があり、老朽した鶏舎が自分の家の横にあり、風向きでは物すごい臭いが家の中に入ってきて食事もできないときがある。また、そんな日は洗濯物を干すこともできない。病気になるんじゃないかと心配と言われました。その鶏舎は、壁は剥がれ落ち、そこをビニールで塞いでいるが、それも外れている。何度も修理のお願いはしているそうですが、お金がないのでなかなかできないと言われるそうです。そこでですが、このような老朽化した牛舎、豚舎、鶏舎などのリフォーム補助金はないのでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

臭気対策のみを対象とした補助金ではございませんが、川南町には畜産バイオセキュリティ向上推進事業というものがございまして、悪臭等に関する機械導入とか、いろいろなものに対応した補助事業がございます。今、言われたような鶏舎等の大規模な、例えば補助等につ

きましては、県と関係機関との協議を行って、クラスター事業ということを利用する場合もございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） そういう鶏舎の修繕ですね、そういうのに、鶏舎、豚舎、牛舎の修繕にそういうクラスター事業を使われたことはありますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

鶏舎の新設であるとか、例えば、豚、飼って、養豚農家の例えば堆肥舎の攪拌装置、堆肥舎と攪拌装置であるとか、そういった臭いを防止するための物に使っていることはあります。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） そうしましたら、先ほど私が言った鶏舎の壁の剥がれとか、そういうのには使ったことはないということですね。そういう悪臭のための補助金というのも、今、この川南町では、町長、必要ではないでしょうか。そういう補助金を出してやることは、少しでも臭いを軽減することができるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 三原議員に申し上げます。

今の内容につきましては、非常に検討に値する提案だと思いますので、これは検討したいと思えます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 臭いの問題は本当に難しいと思えます。6月の定例議会でも言いましたように、畜産農家の皆様にも生活があります。川南町は畜産の町でも有名です。川南町に大いに貢献されていることも確かです。また、しっかりと臭い対策をしていただいている畜産農家の方々もたくさんいらっしゃると思います。好き好んで臭いを出していらっしゃるわけでもありません。きっと隣近所に申し訳ないなという気持ちでいっぱいだと思います。しかし、臭いで苦しんでいらっしゃる方がいるのも確かです。そこでですが、畜産農家さんにとっても、臭いで苦しんでいる町民の方にとっても、多分成功すれば川南町が臭い問題から解放されると思われる実験が川南町で行われていますが、6月定例議会で河野課長が言われたアース製薬との連携協定を結び、大阪大学などによって開発された日本初の酸化制御技術であるMA-Tシステムの実証実験を6月から始めると言われました。現在、進捗状況はいかがでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

今、三原議員が言ってくださいました本年2月末にアース製薬との事業連携協定に基づきまして、MA-Tと呼ばれます、これは要時生成型亜塩素酸イオン水溶液と呼ばれる水溶液を用いまして、町内の養豚事業者であります協同ファーム様の御理解と御協力により、同社の小豚舎を試験施設として、施設内における脱臭試験を実施し、その結果が先月届きました。

なお、実際の試験を執り行ってくださいましたのは、NPO法人バイオメディカルサイエンス研究会という東京都に本部があります研究機関です。

次に、試験の概要ですが、小豚舎内の臭気を含む空気をエアポンプでスクラバーと呼ばれる装置に導入し、スクラバーに使用するMA-Tの酸化分解性能で脱臭するというものです。今回は2連式のスクラバーの装置を用いることで、できるだけ、スクラバー出口の臭気を減少させる設計としていただきました。ちょっと図とか絵がない中で説明することが非常に難しいのですが、試験結果の代表的な例としましては、480時間後、つまり20日間後に起きます装置の入り口側の臭気測定は先ほど数値で出しました4という強い臭いではありますが、装置の出口側の臭気は2に下がり、目標の認知閾値と呼ばれます何の臭いかが分かる弱い臭いを達成しました。

なお、目標であります認知閾値の2の数値に至りましたのは、試験初日の4時間後に果たしたようであります。その後も試験の最後、つまり20日後まで臭気度は目標数値の2を維持するうれしい結果となりました。この結果を踏まえまして、他の現場でどの程度の効果が得られるのか、引き続き研究を進めていきたいと思っております。

なお、次の具体的な試験内容としましては、多くの畜産事業者が導入されておられますコンポストと呼ばれる密閉型発酵器の脱臭装置にてチャレンジしてみたいと考えております。

加えて、その他数々の試験を進めながら、社会実装が可能と判断するシステムが構築すれば、速やかに本町での導入に向けた体制整備等を講じてまいりたいと存じます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 1日も早く実用化されることを願っております。

次に、中学校の通学路について、6月定例議会の対応について質問いたします。

中学校の部活終了後の通学路が暗いので、子供たちが安心して家路に着くように、通学路の安全照度を確保するように、日暮れの道路をいま一度確認していただくとともに、道路の整備も確認していただきたいをお願いをいたしました。そのとき町長は、「教育委員会と話をしながら、前向きに取り組んでいきたい。改善すべき事項だろうと思う」と言われましたが、あれから3か月、どのように進んでいますか。町長、教育長、いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 三原議員にお答えいたします。

通学路の確保につきましては、言ったとおり、やはり暗いところがあるというふうに聞いていますので、これについては改善をしないといけないということでもあります。

これにつきましては、担当課のほうから細部は連絡をさせます。

以上です。

○教育長（坂本 幹夫君） 三原議員の御質問にお答えします。

三原議員が言われますように、まず実態調査を、教育課も設置者でありますので、やはり行うべきだということで、定期的に点検。そして今後は暗くなりますので、その時間帯を見て実際に子供たちが安全かどうかを確認していきたいと思っております。

また、各学校では毎年通学路の安全点検をPTAとやっておりますので、その際に建設課が所管するところを出していきまして、優先順位をつけてもらっていますが、教育課として

もししっかり把握していきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 何かがあってからでは取り返しがつかなくなります。日頃の小さなことでも細心の注意を払っていただいて、子供たちを守ってください。もう少しずつ日暮れが早くなっていますので、お急ぎください。

次に行きます。

川南町の観光地、伊倉浜自然公園とサーフィンセンターの整備について。私たちは、観光旅行に行こうとか、観光しようとか、この観光という言葉を使いますが、観光という意味を御存じでしょうか。辞書を引くと「他国・他郷の風光・景色を見物すること」と書いてありますが、見に行くのであれば「光」ではなく「行く」という漢字を使えばいいのに、なぜ光が使われているのでしょうか。それは、中国の古典の易経の中に、国が長く栄えるために王様が国の光っているところを視察するというので、光を使ってあるそうです。

ところで、川南町にも観光地にふさわしいところがあります。いろいろあります。この間、釣り大会があった篠原みようと滝。2つの滝の水が落ちる様は、まるで夫婦のようだと言われています。それに青鹿自然公園キャンプ場、緑に囲まれた自然が楽しめ、九州自然歩道があり、山菜取りなども楽しめる公園。また、ヤマトタケルノミコトが立ち寄ったという平田神社に、浦島太郎伝説のある白髭神社など、ほかにもいろいろありますが、その中でも伊倉浜自然公園はサーフィンをされる若者にとって人気のスポットと聞いていますが、その若者だけでなく、ほかの方々にも使われている伊倉浜自然公園とサーフィンセンター。しかし、光る観光地には、いまいち至っていないような気がします。

サーフィンセンターのパフレットには、「伊倉浜自然公園の白浜白松青松の中に立つログハウス風の宿泊施設は、サーファーの意見を随時に取り入れて造られた施設で、温水シャワールーム、和室、休憩所、バルコニー、トイレ等を設けられています」と書いてあります。しかし、サーフィンセンターの最近の状況はいかがなものでしょうか。6月定例議会のときに現地調査に行ったとき見た光景にはびっくりしました。北側の壁は中も外もボロボロ、外にある机も椅子もボロボロ。何とみすばらしい姿、光る観光地など、ほど遠い話です。川南町のイメージダウンになりかねませんか。どうして、ああなるまでほったらかしにしていたのでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、三原議員が言われたように、サーフィンセンターというのは、当時平成4年度に地元のサーファーとか、いろんな人の声を元に造られたというふうに聞いております。我々も現状というのは把握をしております、これまでどういった取組みをしようかということで協議をしております。その中で、令和4年、昨年度に職員の有志によってサーフィンセンターをどういうふうに活用しようかということで協議を重ねていただきまして、その中で、こういうふうに使ったらどうかというふうに案が今できております。これを近いうちに議員

の皆様にも、こういったふうに再整備はどうでしょうかという案の一つとして提案させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 1週間ほど前にも行ってみたんですが、6月のときと同じ姿。あれ危なくないですか。何かあそこで誰かがけがをするということも考えたほうがいいんじゃないでしょうか。何とか策をしてもらいたいと思います。ということは、あれを修繕されるか壊されるか、今、その計画中ということですね。

ところで、ああいう状況の中で、伊倉浜自然公園とサーフィンセンターの利用状況はいかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

伊倉浜自然公園の利用者については統計を取っておりませんので分からないんですが、サーフィンセンターの利用者数としては、令和2年が22名、これはもうコロナで施設が使えなかったりとか、そういった原因があるかと思います。令和3年が106名、令和4年が207名と、今回コロナの関係もあって、やはり外で活動するということがキャンプ場の利用にも表れておりますが、そういったことで利用が少しずつ増えているのかなと思っています。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 増えてきていますね。私もこの間行ったときに公園内でキャンプをされている方を見かけました。ああ、いいなと思ったんですが、あの公園内をもっと整備したら本格的なキャンプ場ができるのではないのでしょうか。それと町民の方から言われたんですが、昔は伊倉浜で磯遊びをしていたが、最近は禁止になっているが、期限限定で何とか開放してくれないだろうかという、聞かれました。これはどうでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

この問題は令和3年の12月でも同様の御質問がありました。その中でもお答えしましたが、今現在は、当時というか、令和2年の12月に漁業法の改正がございまして、取締りが強化されております。それはなぜかという、全国的に密漁が横行したということが原因だというふうに聞いておりますが、その件もありまして、漁業権というのがございます。それによって、地域の人が今までできていたことができなくなったということなんですが、こちらは県知事の許可を受けまして、特定の漁業を営む権利を取得するものであるため、その権利を侵害する行為を町が判断することはできないということで、町が取っていいですよということではできないというふうに、その当時も答弁しております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） そしたら、その漁業権を取られているところに、1日でもいいから開放してくれないかとお願いをすれば、もしかしたら、できる可能性もあるということですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） この場でできるかできないかは、ちょっと答弁できない

んですが、漁業権を持つところと話はできると思います。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 是非ともですね、お話をさせていただいて、1日でも構いません。子供たちに楽しい磯遊びをさせてあげたらいいなと思います。サーフィンセンターができて、サーフィンができて、キャンプができて、磯遊びができて、遊歩道もある。シャワー室もある。休憩所もある。なかなか光り輝く観光地になるのではないのでしょうか。町長いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 三原議員にお答えいたします。

私は立候補する前に、この町の観光の在り方というのを考えておまして、今言われたサーフィンを中心とする浜の開発、それと山のほうに、要するにくつろげる癒しの里というのを造りたいなという構想をずっと持っております。今も持っております。これができるかどうか分かりませんが、サーフィン熱がこれだけ社会的に盛んになっておりますので、安全性を担保しながら、建物もちゃんとした物を造って、そして、サーフィン客を、サーファーを呼び込める、そういう施設も必要じゃないかなと、これも本町の発展に引き続きつながっていくんじゃないかなというふうに思っています。山のほうは山のほうで、暑いときに避暑を兼ねた、そういう心の癒しができるような、そういう施設を造れたらなというふうにずうっと思っています。これが実現するかどうか分かりませんが、実現できるように一生懸命努力していきたい。そうすれば、本町ももっともっと、さっき言われました観光でいろんな人が来ると思いますし、川南町ってすごいな、いいところだなと言われるような里になるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） ぜひとも、そういう観光地、光る観光地を、町長、つくっていただきますように、努力していただきますようによろしく願いいたします。

次に行きます。

带状疱疹のワクチン一部助成について質問いたします。

町長、带状疱疹という病気を御存じでしょうか。

○町長（東 高士君） この件につきましては、内藤議員のほうからも話ありましたので、よく承知をしております。

○議員（三原 明美君） 加齢などによる免疫力の低下が発症の原因の带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起きる皮膚の病気です。体の左右、どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い発疹と水膨れ多数集まって带状に生じます。症状の多くは上半身に表れ、顔面、特に目の周りにも表れることがあります。通常、皮膚症状に先行して痛みが生じます。その後、皮膚症状が表れるとピリピリと刺すような痛みとなり、夜も眠れないほど激しい場合があります。神経の損傷によって带状疱疹神経痛となり、痛みが続きます。部位によっては、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすことがあります。私の知り合いの方は、

帯状疱疹にかかり、その後、顔面神経麻痺になり、右と左の顔が全然違ってしまい、外出することもできなくなっています。本当に怖い病気です。加齢などによる免疫機能の低下が発症の原因となることがあり、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が帯状疱疹を発症すると言われていています。また、日本人成人の90%以上は、帯状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏しているといわれています。

5月11日に保健センターに聞いたのですが、70歳から75歳が一番多く、なんと令和3年には、ゼロ歳から49歳などの20件もあったそうです。平成29年が161人、元年が163人、令和3年が173人、そのとき、これは国保のみの数字だとも言われました。ということはもっと多いですね。帯状疱疹はワクチンで予防することができるのですが、今、テレビのCMで流れていますが、生ワクチンを皮下注射で1回することにより、発症予防効果が50歳以上で70%、70歳以上で50%、5年間程度維持できると言われています。また、費用は7,000円から1万円ぐらいと聞いていますが、そこで、このワクチンの助成の考えはどのようにお考えでしょうか。

○町民健康課長（谷 講平君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

帯状疱疹ワクチンの一部助成につきましては6月議会でも御質問をいただいておりますが、現在、帯状疱疹ワクチンについては、厚生労働省によりまして使用が認められているものの、予防接種法に規定されておらず、希望する方及び医師の判断によりまして、接種していただく任意接種に位置づけられております。

現在、国ではワクチン審議会において、帯状疱疹ワクチンの定期接種化に関して期待される効果や導入年齢、費用対効果等の検討が行われているところであります。

町といたしましては、これまで国の動向や県内の状況等を注視してきたところでありますが、全国の自治体及び郡内の状況等を踏まえ、来年度からワクチン費用への一部助成が開始できるよう、今後準備を進めてまいりたいと考えております。

○議員（三原 明美君） ぜひ、来年から実施していただきたいと思います。

帯状疱疹の発症に関する新たな大規模観察研究がアメリカで実施され、新型コロナウイルス感染者が50歳以上の成人での帯状疱疹の発症リスクを高める可能性があることが報告されています。大切な町民を帯状疱疹から守るために助成をぜひともお考えください。

これで私の質問を終わります。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。午後の会議は1時15分からとします。

午後0時04分休憩

.....
午後1時15分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ただいま児玉議員から、都合により欠席するとのこと届出がありましたので、御報告します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、田中宏政君に発言を許します。

○議員（田中 宏政君） 田中宏政です。よろしく申し上げます。通告書に基づきまして、質問のほうをさせていただきます。

1番目、小中学校の諸問題について、2番目、農道の整備、3番、鳥獣被害対策について、4番、公園の整備やメンテナンスについて質問させていただきます。

まず1番、小中学校諸問題についての1番目、中学校統合の有無についてお聞きしたいと思えます。

何度も今会議中に質問されていると思うんですけども、中学校統合について、町長と教育長にお尋ねしたいと思えます。

以下の質問におきましては、質問席にて行います。

○町長（東 高士君） 田中議員にお答えをいたします。

中学校の統合についてのお尋ねでございます。統合をするために総合教育会議を開催いたしました。8月4日に実施をいたしました。その内容は、中学校の統合の是非、それと統合のスケジュールそして既存施設であるどちらの中学校を使うかということについて、教育委員会と私と協議をいたしました。議事録を御覧になっていると思えますので内容は御存じかと思えます。私は新築問題と統合の問題は別個の問題だと私は捉えております。統合の話が出て、途中から新中学校の建設という問題が入ってきたというふうに理解しておりますので、統合は今にでもすぐやるべきだというふうに考えております。

以上です。

○教育長（坂本 幹夫君） 教育委員会としましては、統合は必要であるとの認識ではありますが、ハード面、ソフト面から考えると、教育環境を整えて統合するという考えが教育委員の総意でございます。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 平成30年に教育委員会から、学校規模適正化審議会に中学校の統合について諮問して、平成31年3月に答申書が出されました。そこでは中学生にとってよりよい環境を考えるのは私たち大人の責務と認識のもと、教育の質、教育の環境を中心に議論を重ね、よりよい教育環境としては一定の生徒数が確保されていること、経験年数や担当教科などのバランスの取れた教員の確保が望ましいことから、両中学校の統配合はやむを得ないとの答申が出されました。そのことを受け、令和元年6月の定例教育委員会において中学校再編（中学校の統合）について全会一致で可決されました。令和3年2月には、中学校統合に対する住民アンケートを前町長と教育長の連名で実施、その結果は中学校統合への賛成が57.1%、反対は9.6%、分からないが32.9%という結果でした。

教育長に確認いたします。中学校統合の是非を先ほど聞きましたけど、もう一度、お聞かせください。

○教育長（坂本 幹夫君） 午前中の質問にもお答えしましたが、統合と新校舎ということは一体的に考えておりましたので、それが廃止になった今、統合をするということには前向きには考えていますけれども、教室の数の足りなさ、それから廃止をしたばかりで理解がまたすぐに得られるかという問題がありますので、そこは慎重に進めるべきだという認識をしております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 中学校の統廃合はやむを得ないということがこの答申書で言われてますけれども、教育長、やむを得ないの意味を御存じでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 学校適正化審議会答審においてやむを得ないというのは、生徒数の減少に伴うというようなことでやむを得ないという認識はしておりますし、私もそのように認識はしております。ただ、今後の生徒数の推移を見ていくと、来年度は427、令和7年度が447、令和8年度が434、令和9年度が397ということで、思ったよりも緩やかになっているなという感じはします。すぐに、じゃあ令和8年度、統合するかといったらまた全部立ち上げ直しをして、そして環境整備もせないかん、それからスクールバス等の準備もしなくちゃいけない、それがここ数年で間に合うかという問題があります。ですから、やはりここは一旦白紙となったわけですから、そこは慎重に教育委員と協議をしながら進むべき道を明らかにするのが責務だと考えています。

以上です。

○議員（田中 宏政君） やむを得ないという意味は、ほかにどうしようもない、仕方がない、残念だが諦めるしかないという辞書に書いてありました。平成31年3月の時点でやむを得ないと判断されて、教育委員会で全会一致で可決されました。遅くないですか。この時点でも、31年でもやむを得ないと言われているのに、またこれからゼロベースに戻して、白紙に戻して進めていく。町長の言われた、先ほども先輩議員の質問で答弁されたように、使えるところは使って、統合に関して使っていくべきではないでしょうか。全て白紙に戻せと前回の可決されました議案のほうでは、建設のほうだけが中止ということで聞いている、判断したんですけれども、統合に関する全てを白紙にするとは町長は言われていないと思うんですけれども、その辺をお聞かせください。

○教育長（坂本 幹夫君） 先ほども言ってますけれども、統合について私たちは反対しているわけじゃなくて、やはり統合はすべきだという考えは基本にも据えています。その中で、先ほども言ったように434名の子供たちの教育環境が担保されるのか、学校に行くとトイレ等も今後、改修していきますけれどもかなりの人数になります。37名という生徒数が教室に入ることになります。一度見られたかもしれませんが、そういう中で、やっぱりきちんとした教育環境を整備しないと、私はあまりにも早急にやりすぎてどうなのかなと、それが非常に心配でもありますし、このことについては校長たちとも意見交換はしておりますので、統合はするけれども時期を考えるということでもあります。

○議員（田中 宏政君） 先ほど述べた平成30年と31年の審議会における統合についてなんですけれども、そこに関しては建設のことは全く触れてないんですけれども、その時点でもやむを得ないという判断、建設のことは書かれていませんけれども、その時点で建設が頭にあったのか、この時点であったのか、教育長、お聞かせください。

○教育長（坂本 幹夫君） 私は令和5年5月に教育長に就任をいたしました。それで、平成28年6月の定例教育委員会から小中学校の再編検討を進めているという段階で、なかなか進んでいないのが現状でした。それで改めて6月の定例教育委員会において中学校の統合を確認をしたということであります。そのときに、8月の議会勉強会においても説明はしているんですけれども、立地適正化計画とか町長部局との兼ね合いもあって、新中学校を中央にというような考えもあって、そこで学校を核とした地域づくりを進めるには、やはり国が新しい時代に沿う校舎というのも見渡していますし、そういうことを考えて、一番は子供たちの教育をしっかり大人が責任を持ってやる、主役になる子供たちのことを考えずに、私はそこが一番です、決め手としては。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 子供が一番ということ、間違いありませんか。

○教育長（坂本 幹夫君） 学校は地域があって、子供があって、先生がいる。そして地域の人たちと一緒に学校づくりを推進していく。

先ほど言いましたように、主役になるのは子供たちと私はいつも言ってますし、学校訪問で何度か指導・助言をしますけれども、学校の姿は子供たちの姿ですよ。ですから、子供たちが生き生きと主体的に動いて、そしてやっぱり学力向上をしっかり目指す。しかし、その中でも知・徳・体の調和の取れた児童生徒を目指していく。そういう子供たちを主役にするのが当たり前であって、そのお手伝いをするのが教育委員会として私は考えております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 次に進みます。

これまでの教育長、また教育委員の発言などを議事録等で読み返してみましたが、新中学校を建設するなら統合が必要、建設しないなら統合は必要ないというふうに感じましたけれども、子供たちの統合と私は思っているんですけれども、教育長、どうでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） ちょっと私も理解不足でちょっと認識してないんですけれども、教育委員も、教育長も一枚岩となって、やはり統合、それから子供たちを主役にして子供たちが主語となる学校をつくっていく。それを推進していくために教育委員がいて、いろんな角度から話をしてもらって、そして合議制でありますので私一人で決定するわけではいけませんので、そういうところは教育課のスタッフと一緒に材料を準備しながら合意をやっているというふうに解釈しています。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 先月の総合教育会議での教育長の発言ですけれども、「統合につ

いては少子化に伴って今後、時期を見て必要があるという認識は変わっていません。ただ既存の中学校2校ありますけれども、どちらかに統合するかについてはいろいろなハード面、ソフト面等を考えてみるとまだ時間が早いのではないかとと言われております。早くない時期、適正な時期というのを教えていただけないでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 6月に白紙になりました。教育委員会も白紙にしました。7月にPTAをはじめ学校の先生方にも白紙と。そして8月の教育委員会だよりで全て白紙です。そういった矢先に、じゃあ次はどちらかの中学校を統合します、まだ調査研究も進んでいないときに、それは責任のない行動だと私は思います。しっかりそこを、教育環境を確認をして、そしていつだったらやれるかということをしないと、私は今は2校で、そして教育の質の向上を担保しながら進めていって、そんなに長くは待たせるわけにはいけませんので考えていきますけれども、今、いつというのはちょっとあまりにも早いかなと思っています。

以上です。

○議員（田中 宏政君） おおよそこのぐらいで統合ができるじゃないか、予測ですよ。ある程度も中長期なプラン計画になると思うんですけれども、おおよそでもよろしいのでお聞かせください。

○教育長（坂本 幹夫君） これは住民台帳で調べた生徒数のことを言っていますので、私立中学校に流れたりすると人数は減っていきます。このことは御承知おきください。最初、当初、令和8年度428人で想定していたんですけれども、現在434名と、唐瀬原中が277、それから国光原中が157ということで、今の143をちょっと超えるという具合で推移していきます。令和8年度は各学年4学級の12学級の特別支援で17学級、令和9年度になると1年、2年は各学年3学級の3年生が4学級、そして特別支援学級で16学級と、そういうふうになっていきますので、しかし3学級はずっと担保できます、しばらくは。ですから令和10年度までは、国中のほうはどうしても校舎を建てないと入り切りません。唐中の校長に教室の不足数を調べてもらっています。そうすると、令和10年度まではどうしても不足するというようなことを聞いています。じゃあその不足をどうするのかということ。増築するのか、それともプレハブを作るのか。そこら辺りを機に、やっぱりこう考えていくとすれば、令和8年度辺りぐらいからはやっぱり7年度、8年度辺りからは統合に向けて再度いろんな委員会を作ってやっていく必要があるのかなと、これは本当、私の私見ですので、教育委員の総意ではありませんので、そこのところは御承知おきください。

○議員（田中 宏政君） 私見、ありがとうございます。

統合についてなんですけれども、令和元年6月の定例の教育委員会では、全会一致で賛成されています、統合についてですね。しかし、先月の総合教育会議では、町長以外は教育委員会全員一致で反対、全員一致で反対となっております。何か教育委員会で意思の疎通がされているのでしょうか。それとも偶然、同じ意見だったのでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 私どもは反対とは言っていないです。統合については反対とは全

く言っていません。統合については時期を考えるべきだと。なぜかという、先ほど説明した理由があります。ですから、そのところはよろしくをお願いします。

○議員（田中 宏政君） 教育委員会というのは、政治的中立性、安定性の確保、地域住民の多様な意見を反映、生涯学習などの教育行政の一体的な指針等を目的として設置されている組織ですが、先月の先ほども言いましたけれども、総合教育会議では、政治的な中立に対し、中立が取られているのでしょうか。また、地域住民の多様な意見を反映しているのでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 教育委員会制度については、先ほども言いました、午前中にも言いましたように、地方教育行政の組織の分類に関する法律の中で、新たに新教育長制度が導入されて、その中に総合教育会議というのが位置づけられたという話はしました。その中に、ここにありますがけれども、教育委員会制度効果はあるのかのここに書いてあるのが政治的中立性の確保、教育委員会は引き続き執行機関であり、総合教育会議で首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されていると、これがちゃんと書いてありますので、それと法律にも細かく規定されていますので、私は政治的中立性の確保ができていないのかなと認識しています。

○議員（田中 宏政君） 先日の総合教育会議の議事録のほうを読み返したんですけれども、どう見ても中立性、ないと思います。あると思いますか、あれ見て。住民の方に何人か声かけをして見てもらったんですけれども、おかしいと、こういう教育委員だとおかしいという意見でした、全ての人が、私の周りの。できれば教育委員長、教育委員の方、辞すべきじゃないでしょうか。このような状態だと先に進まないような、私はそう思います。教育長、よろしくをお願いします。

○教育長（坂本 幹夫君） 政治的中立性の確保というのは、政治家と教育委員会が介入せずに、対等の機関でそれぞれの職を行うということです。ですから、私たちは、皆さん政治家ですので、政治家の人たち、あるいは町長も政治家ですので、その介入を受けずに自分たちは担保されていると、そういうことを意味しています。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 介入がなかったのかどうかというのはちょっと私も分からないんですけれども、議事録見る限り、前政権の意見でしか読み取れません。どうでしょうか。その意見を反映されていませんか。

○教育長（坂本 幹夫君） ちょっと私が理解不足かもしれませんが、それぞれ教育委員一人一人に、毎月定例教育委員会でいろいろな議案を審議して、賛成するか、反対するか、そこ辺りは一人一人の考えをもとに決定しています。ですので、それが前政権とか、みんなだから一緒になってやるとか。議会の同意ですので、議会の皆さんがそういう人たちを同意していただいたという認識でいます。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 分かりました。

子供たちの未来を考えての統合ならば、子供たちのために早急に統合を進めていきたいと、私は思います。町長もそのように思っていると思います。平成31年3月22日に統合やむを得ないと答申書に結論づけられて、もう4年半以上経とうとしています。教育長、4年半、経とうとしています。今からまた統合について考えていくなれば、検討していくのならば、またこれから4年、5年、かかっていくと思いますけれども、遅くないでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） それだけかかるんですよ、準備に。令和元年から新中学校基本方針に着手して、出来上がったのが令和3年9月です。それまでにいろいろなことをクリアしないとなかなか出来ないんですよ。ですから、じゃあすぐ統合かと言われたときに、それはやっぱり現場にいないと分からないこともありますよ。そんなに簡単に統合、あるいは小中一貫校というのは出来るものじゃないし、自分も経験しましたので、そこは言わせてください。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 時間がかかるから早急に動いてください、検討のほうよろしくお願ひいたします。

次に行きます。先日、同僚議員のほうから小中一貫校をしてほしいという質問がありましたが、出来るだけ同じ質問をしないように気をつけて質問していきます。

選挙期間中、町民のほうから、中学校統合だけでなく小中一貫校を立ててほしいという声をよく聞きました。近い将来、小中一貫校を検討する時期が来るとは思いますが、小中一貫校についてどのように考えていますか。町長、お聞かせください。

○町長（東 高士君） 小中一貫校というのも一つの選択ではあるかと思いますが、今、我々がやるべき事項は中学校の統合じゃないかなと思っておりますので、優先順位から言いますと統合が先というふうに私は考えております。

以上です。

○教育長（坂本 幹夫君） 議員が言われます小中一貫校、確かにメリットがあります。例えば小学校と中学校の教員が目指す子供像を共有して、義務教育9年間を見通した教育過程を編成して、小学校から中学校へスムーズに上がる。まさに私も6年間小中一貫校におりましたので、そういった点では小学校からスムーズに上がれると。それから小学生にとっては中学校のより専門的な教育を受けられる機会があると、そういうメリットを活用して、今、小中一貫校、義務教育学校がありますけれども、一つは地理的なものもあるんですね。隣接型という今度は生目東、生目西か南だったと思いますけれども、そこはもう百何人になるので中学校と一緒に隣接型の小中一貫校を今年、宮崎市初めて開校しましたけれども、この隣接型がうまくいくか、それとも一体型で一つの校舎に子供たち、小学生、中学生を入れて、職員室も一つにしてというような一貫校、どちらもメリット、あるいはデメリットはあるかもしれませんが、議員が言われるように、小中一貫教育校の手引きも新しく改

定になっておりますので、私もそれを見ながら、今は川南町と高鍋町で併設型の小中一貫校もできるというような時代が変わってきました。ただし、壁が非常に大きいんですね、やはり高鍋町と川南町で小中一貫とは。だから小中一貫の形もいろいろあるんですけども、うちが今やっているのが連携型の小中一貫教育です。つまり川南小、山本小、多賀小、通山小、東小と、小学校が点々としています。中学校も両端に離れています。それは、近くであればもうすぐにでも先生たちが行ったり来たりしながらできるんですけどもなかなか難しいので、小中連携教育の中の一環として、ニューフロンティア教育研究会をつくって、小学校と中学校の先生が一緒にそこで9年間の学びをできるだけ統一していこうと。そしてそれぞれの国中と唐中に連携研究会を置いて、授業研究をしています。そういった形で小中連携を進めていますので、今後、生徒数の減少に伴って、やはり私たち教育課の職員は小中一貫についてもしっかりと勉強していかなくちやいけないなと思っております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 教育長、ありがとうございます。

次に、質問を二、三、用意していたんですけども、今、全て教育長が話されました。

ちょっと話は変わるんですけども、多賀小学校の生徒が少なくなってきております。御存じだと思っておりますけれども、小学校の統合、中学校じゃなくて小学校の統合という、地域コミュニティーの問題とかいろいろな問題があると思っておりますけれども、多賀小学校の生徒の入学者数が1名、2名、ましてはゼロ名になった場合、小学校の統合というのは考えていないのでしょうか。教育長、よろしくお願いします。

○教育長（坂本 幹夫君） 児童数が減少に伴うに従って、やはり今後、小学校の統合というのも視野に入れていくべきだとは思いますが、やはり文化の拠点としての小学校はやはり残すべきであると、今は思っています。そして小学校で基礎・基本をしっかり身につけて中学校に進ませる。今、中学校は教科担任制、小学校は学級担任制という区切りでやっていますので、どちらかという中学校の教科担任制と高校の教科担任制の中高一環教育が一番望ましいんです。ところが、設置者が違うので、高校は県教委であります。ですから私立はそれがないので、私立の中高一環が今多いのはそういった理由からであります。多賀小は少ないんですけども、多賀小に教科担任制という先生加配を入れてもらって、多賀小学校では理科、算数、図工、音楽、生活、こういったものをいろんな先生から受けられる仕組みができています。ですから、うちは一つのモデルケースになるかなと思って。少なくともこういった充実した教育ができるんだよというようなことで、来年は多賀小、10人程度入るといふ予想が出ていますので、そういった点からも住民の皆様、保護者の皆様からの声というのを一番大事にしながら進めていきたいなと思っています。

○議員（田中 宏政君） ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。小学校のトイレ洋式化について。

前回は小中学校ということでトイレ洋式化を質問させていただいたんですけども、6月

の議会でのその後の対応をお聞かせください。議会後の対応。議会後、どういふ。小学校、中学校のトイレの洋式化についての対応ですね。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、中学校のトイレの洋式化についてですが、今回、補正予算にて中学校の洋式化の工事を計上させていただいております。また小学校の洋式化についてですが、こちらまだちょっと手がついていない状況なんですけど、予定といたしましては新年度予算に組み込んでいきたいというふうに考えております。

以前にも御報告させていただいていると思うんですけど、やはりなかなか町内の小中学校の洋式化率、上がり切っていないところでありまして。現状でいきましたら小学校のほうが30.6%、中学校のほうが現状で32.65%という率になっております。特に小学校につきましても、どちらかと言うと児童数の多い学校のほうが、どちらかと言うと洋式化率が低いという傾向になっております。この辺も建物施設、その辺の理由なのかなというところがありますので、その辺も調査研究した上で洋式化が上がっていくように進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 前回の議会後なんですけども、小学校1年生のお子様を持つ父兄の方から相談がありまして、私のほうにですね。子供が学校に行っている間にトイレに行っていないと。和式トイレが嫌で、洋式トイレが空いていないので、家に帰り着くまでトイレに行っていないという、トイレを我慢しているという相談でした。またほかの父兄のほうからは、休み時間に空いている洋式トイレを探して、探して、探して用を足すような状況であると聞きました。うちの子に2年生と6年生にいますけども、子供のほうが、確認したところ、やはり大きいうんち、うんち、大便をしたいときは空いている洋式トイレを探して、数箇所探してトイレに行っている状況。一番最後は職員のトイレというほうを言っていましたけども、そういう探している状況。和式しか空いてないときは基本我慢すると、トイレのほうですね、という状況です。多分、ほかのお子さんと同じ状況だと思うんですけども、中学校は今回、トイレの洋式化で動いていただけということなんですけども、教育長、川小の小学校の校長を長くされていたと思うんですけども、いろんな声が上がっていたと思います。まず小学校を早くしてくださいという声は上げなかったのでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 田中議員の言われますとおり、やはりトイレの問題はやっぱり大事かと思っております。トイレの匂いがこもるとか、そういう声は聞いておまして、やはりその際には私も現場サイドでしたので行政に相談して、洋式化を進めてほしいという話はしました。今、自分がこちら側に立って、洋式化を進めたいんだけど財政的な理由と、それから工事期間ですね、そういったものも配慮しないと授業中とかなかなかできないというようなこともあるし、配管の問題も何か出てきているというようなことも聞いていますので、とにかく調査をして、田中議員の言われますように財政的なものを折り合いをつけて進めて

いけばいいなと思っております。

以上です。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。施設の面からということではちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

大体全体的に言うと、新しい校舎について比較的洋式化、改造が容易に進みますので、こちらのほうが進んでいるような状況です。なので、進んでいないというと校舎等が古い建物、そういったところに附随するトイレ等ですね、こちらも同様に老朽化しておりますので、非常にこの辺が進んでいない状況ではあります。特に鉄筋コンクリートの建物のみでなく配水管、それから水道の配管、そういったものも併せて老朽化しており、洋式化の改修を簡単に行おうと思ってもいろいろな附帯工事が発生するような状況で、1箇所単位の工事費がかさむというような現実があるところではあります。現状、これだけ低い洋式化率にとどまっておりますので、場合によりましては校舎等の新設、そういったことも視野に入れながら検討するといかないかというふうに考えております。便器の置き換えだけではなかなか解決できないなと思えますのが臭いの問題ですね。この辺はちょっと洋式のトイレをはめ換えるだけではなかなか解決できない部分ではありますので、この辺の課題解決のためにも新しく建て替えるということもちょっと念頭に入れて検討を始めるといかないかというふうには考えているところではあります。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） ありがとうございます。ただトイレを洋式化に変えてほしいという意見だけでなく、前回、多少触れたんですけど、乾式化についてなんですけども、乾式化について議会後、前回の議会後、どのような議論がされて検討されたのかお聞かせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。現状、比較的新しいトイレを含めて、そういう床が濡れないタイプの床のトイレというのは学校にはございません。こういうのを導入というのは実際、全国を見ますと、そのように改造していくというのが流れになってきております。トイレの改造といえば、今、議員がおっしゃったように、普通の下駄に履き替えたりとかしなくて、そのままの靴で履いて行って、フラットで、床ももうべちょべちょに濡れないようなタイプでという改修が進められております。

現状の施設をそのまま改修するときにはできないのかっていったときに、工法としてはあるのかもしれないんですけど、もともとの、そもそもの躯体になる部分があまりにもちょっと古い場合、非常にやっぱ改修も難しいのかなと思えます。もしもやるのであれば、新しくというのであれば、そういう床がもうカラカラのタイプのトイレを設置するというのは可能かなというふうに考えております。併せていろいろ今、設備もいいものがありますので、新設であればその導入等も比較的考えやすいのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） トイレの洋式化と同じく乾式化のほうも検討していただきたいと

思います。

子供たちがトイレにストレスがないように行けるように、きれいなトイレ、よろしく願います。

次の質問に行きます。ラーケーション導入についてです。ラーケーションとは、ラーニング（学び）、バケーション（休み）を組み合わせた言葉です。家庭での主体的な遊び、体験的な遊びを応援するために新たに設定された制度です。また保護者の休暇に合わせて届出を出し、年3日まで学校を休むことができます。ラーケーションの日は校外での自主学習活動であるため、子供は学校に登校しなくても欠席とはならず、出席停止、忌引き等と同じ扱いになります。この制度のメリットは、親子で過ごす時間が増える、空いてる日にテーマパークに行ける、学校外での学びが増える、休むことに罪悪感を感じなくて済むなどであり、デメリットは学習が遅れる可能性がある、経済格差が目立つ、授業に影響を及ぼす可能性があるなどです。このラーケーションの導入、川南町では検討されていますか、お聞かせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。ラーケーションの導入についてですが、こちらのほう、愛知県のほうで始まった、まさに新しい取組であります。導入のほうを検討しているかということなんですけど、まだ勉強を始めたばかりというか、議員から御質問があるということで勉強をさせていただき始めたばかりの状況であります。ちなみに9月3日付日曜日の宮崎日日新聞に、愛知県ではないんですけど、それと同様に大分県別府市でも同様の取組みを始めたという記事があるところなんです。身近な九州管内でもこういう取組があるんだなというふうな感じで感じたところあります。非常に新しい取組みではありますので、現場であります学校とも、こういうのがあるんだけどという協議もしないといけないと思いますし、県教委ともいろいろ相談しながら方向性というのは見えていくのかなと思うんですけど、調査研究を積極的にやっていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 次に行きます。不登校者の現状と取組みについてです。

不登校者は現在、中学生、小学生、それぞれ何名いますでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

不登校者の現状でありますけど、本年度7月末現在で小学校全体で6名、中学校全体では19名の不登校及び不登校傾向の児童生徒が在籍しており、その要因については様々であるということです。家庭訪問による本人、保護者への面談や校内への支援など、いろいろやっているところではあります。

○議員（田中 宏政君） 具体的な取組みを教えてください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。具体的な取組みということなんですけど、先ほど少し申しましたけど、まず家庭訪問による本人及び保護者との面談、

それから校内での支援会議を経た指導支援やスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、町の福祉課をはじめとする関係機関との連携等、それぞれの状況に応じた支援を日々行っております。また常勤の指導員の支援を受けながら学校復帰を目指す町教育支援室、こちら通称フロンティアルームと言われているんですが、こちらを設けて不登校及び不登校傾向の児童生徒への支援を行っております。今後も居場所づくりやきずなづくりによる不登校の未然防止の取組みを推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） フロンティアルームの利用者は何名くらいいらっしゃるのでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。フロンティアルームを利用している人の何名利用しているかということですが、7名利用しております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 小学校と中学校を合わせて7名ということでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） 合わせて7名ということになっております。このうち小学生が1名です。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 中学生が現在19名、不登校者がいる傾向を含めてだと思っておりますけどそのうちで5名フロンティアルームに参加している、利用されているということなんですけど、延岡市のこと、先日話したんですけど、不登校になっている中学生に学びの機会を提供しようと県内初のオンライン学習支援が始まりました。延岡市のほうですね。この取組みについてどのように思いますか。導入を検討する可能性はありますでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 今、田中議員が言われましたように、熊野江小学校に2人の指導員の方が来られて、週に3日間でしたでしょうか。そういったオンライン授業をやるというのをこの前ニュースで見ました。今、ICT化も進んでいますので、本町でも延岡市教委あたりの取組みを参考にしながら、そういう方向性で校長会にもできるか、できないか。今、持ち帰ってタブレット端末で授業を遠隔操作するということはしていますので可能ではないかなとは思ってはおりますが、それに参加してくれるかどうかという問題としますので、そこら辺り整理したいと思います。

○議員（田中 宏政君） 延岡市のように新たな学びの選択肢を与えることで、誰一人取り残さない社会の実現、不登校者をできるだけ減らしていく、そういう社会の実現を目指して導入の検討のほうよろしく願いいたします。

次に行きます。給食の地産地消の取組みについて、現在の取組みをお聞かせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。給食の地産地消の取組みということですが、川南町の共同調理場では現在、地元産のお米を米飯給食に利用して、米飯給食の提供を行っているところです。また地産地消の補助金というのを産業推進課

のほうで予算付けていただいて、補助金を受けてということで地元産の肉、それから野菜、魚及び牛乳を給食の食材として利用するという取組みを行っております。特にこの補助金以外でもできるだけ地元の物を使おうということなんですけど、特に利用ができているのがおすず村さんとの取引ですね。野菜のほうは栄養士の先生いわくも積極的に利用しておりますということ聞いております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 地場産率というのを教えていただけますでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。率というのが金額ベースではないと出せないんですけど、給食共同調理場のほうで、昨年度、令和4年度の支出全体の中からということで、そのうち川南産のものがどれだけあったかということでちょっと集計をさせていただきました。率にしますと20%が金額ベースでいったとき、20%が川南町産ということで利用しているというような状況でありました。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 今後、この20%を増やしていくような計画を立てているのでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。今後、率を上げていく計画があるのかということなんですけど、まだちょっと具体的に、こういう方策というのは出てきてないところであります。ただ、少しでも地元産の物を使えるようにということで努力はしていきたいというふうに考えております。

いずれにせよ、献立を作るとなりますと、栄養士の先生がメニュー等を決められることになるんですけど、いろいろ協議をしながら地元産ができるだけ生かされるようにということで努力のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 先日、酪農家さんの方からの要望で、川南のおいしい牛乳を子供たちに飲んでほしいという要望がありました。毎日の牛乳を川南産、牛乳のほうなんですけども、替えることは可能でしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。給食で使っている牛乳を町内産に替えられないかという御質問なんですけど、以前にも検討されたことがありました。ただ牛乳の供給というのが、学校給食の牛乳供給業者というのが非常に大きい規模でやられている牛乳の供給者が、安定した供給をするためにということでやられております。ここを一部、川南だけ地元でやらせてくれというのは非常になかなかハードルが高い。さらに牛乳を給食で出すためという、加熱殺菌をしないといけないんですけどその辺もちょっと適合しないということで、地元産を牛乳を入れるのは難しいということで、一旦、結論が出ているところではあります。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 給食での地産地消を行う最大のメリットは、安心安全ということ です。現在も地産地消に取り組んでいるということですが、より一層の地場産率を上げ、全て給食の食材は川南で作っているという形を取れるように目指して、検討していきたいと思っております。

次に行きます。次は、農道の整備についてです。

農道が狭く、農作業の作業効率が悪いので整備が必要ではないかということです。前回議会の同僚議員の一般質問と同様の質問になるのですが、農道についてお聞かせください。

近年、農業の機械の大型化により農道が整備されたときと状況が変わってきています。また流通形態も変化しており、輸送手段の大型化により大型トラックが畑に横付けし、大型ショベルで積み荷をしています。広い県道に面した畑だと問題はないのですが、狭い農道では一度小さなトラックに収穫した農作物を載せて移動し、広い道路や会社に行き、積み荷を載せ換えることもあるとのこと。狭い農道では大型トラックや大型トラクターとでは離合ができない場面もよく見にします。前回の議会での先輩議員の質問時に、町長、担当課長からしっかりと整備のほうを前向きに考えていきたいということでしたので、その後、どのような検討をされたのかお聞かせください。

○建設課長（黒木 誠一君） 農地内の町道整備につきましては、町民の皆様からの要望をいただいております。現在、特に悪い部分の舗装修繕工事等を発注したところでございます。今後につきましては道路の拡張、舗装の修繕など利用者の利便を考慮しながら対応してまいります。町道の約460キロメートルのうち約半数の223キロメートルは幅員が3.5メートル未満の狭い道路となっております。議員おっしゃいましたとおり生活車両の増加、産業車両の大型化に伴い、車両の離合に不具合が生じている路線も少なくありません。このような全線拡張は多くの事業費が必要であり、町単独では難しいため、該当する補助事業を探しながら行っております。9月補正では委託料750万円、大雨時に排水路から雨水があふれ出す睦甘付線排水路と十文字尾脇線について測量委託設計を行うための予算要求をいたしました。また工事請負費2000万円は狭い町道の離合箇所を確保するため、竹浜北唐瀬線の1箇所、新茶屋菅原線に2箇所待避所の設置を行うための予算を要求しております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 農道の整備は農産物の輸送時間を短縮し、新鮮な農産物を消費者に届けるという品質向上に効果があり、経営規模の拡大、コスト削減というところにも関係してきます。引き続き整備の検討のほうをよろしく願います。

続きまして、側溝の整備についてになります。大雨時に排水が悪く、畑ハウス内に雨水が流れ込み浸水することが多々あります。側溝の整備が必要ではないかと思えます。私のハウスでもここ1か月以内に2回ありました。1度目はハウスの内を閉め切り熱消毒をしているときで、せっかく作った畝が崩れました。2度目は別のハウスで熱消毒をする前に畝を作っている最中に雨水が侵入し、また畝が崩れました。そのたび、その都度、畝を作り直さなけ

ればならないのですが、作り直しの作業は大変であります。また、せっかく耕運した土がカチカチになり、定植した作物が酸欠になり、生育不良、また水分過多による根腐れ病になる可能性もあります。実際、昨年の台風時に私のハウスが浸水したのですが、そのときのニラは定植したばかりで土がカチカチになってしまい、根が張ることができず、生育不良になり、今も浸水した場所のニラは生育が悪い状況であります。収量はよいところと比べ4分の1程度に減ります。この場所は大雨のたびに浸水するため、軟腐病などの病気の発生がよく見られます。近くと同じニラ農家さんも同じ状況で、作業が遅れ遅れになってしまい、このままでは1つのハウス、連棟のハウスなんですけども、1棟ほど定植ができないと嘆いていました。先日の大雨のときなんですけども、私のハウスの横を、側溝を見ていたのですが、畑ハウスからの水が側溝に流れることなく、逆に側溝の水があふれ畑に流れ込んでいる状況でした。よい作物を作るためには農家だけの努力ではどうしようもない部分があり、側溝などのコース、排水の整備が必要だと思います。側溝などの排水の整備についてお聞かせください。

○建設課長（黒木 誠一君） 先ほどの回答と重複してしまいますけれども、大部分の町道は1960年代から1990年代にかけて整備されており、経年による劣化や近年の通行車両の大型化により破損が進んでいます。幹線道路や交通量等を考慮し、継続的に改修工事を行っておりますが、年間取り組める距離にも予算的に限りがあり、時に大きな改良は補助事業を活用しなければなりません。今後は議員がおっしゃったように、特に近隣農地への影響を考慮しながら側溝整備も含め整備判断基準としたいと思います。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 農業の整備需要の農道や側溝の整備というのは、農業の持続的発展や食料の安定供給に重要であるため、整備の御検討のほうよろしくお願いいたします。

次に移ります。鳥獣被害対策についてです。

山間部に鳥獣被害が多く、重点的に対策は必要ではないかということです。山間部では猿、イノシシ、鹿の被害が多く見られ、それ以外ではアナグマ、カラスの被害が多く見られます。被害対象の動物で電気柵等の高さが変わってくるため、猿、イノシシ、鹿が対象になると設置費用が高額になります。よって同じ補助率、補助額だと農家負担に差が出ると思われるのですが、どのように思われますか、お聞かせください。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

時間をかけて育てた農作物が獣害被害ということで出荷ができなくなるということは生産者にとって非常に辛いものであると考えています。どのように思われますかということですが、今年度は国の交付金事業を活用して掛迫地区をモデル地区としてフェンスの設置を計画しております。今後、こういった相談があったところをモデル地区としてどんどん広げていけると、山間部の獣害被害が減るものかと思われます。あと、国の交付金事業は材料費のみ100%補助ということになっております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 電気柵、保護柵も重要だと思うんですけども、個体数を減らすということも大切だと思われま。個体数を減らす取組みはどうなっておりますでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 個体数を減らすということで、今、御質問あったかと思うんですが、現在、川南町有害鳥獣対策協議会というところが猟友会のほうに依頼して駆除を行っていただいております。個体数を減らすという取組みの中で、捕獲の実績としましては令和4年度、猿が7頭、鹿が402頭、イノシシ157頭、アナグマ31頭という実績が出ております。かなりの数が捕獲されているんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） ありがとうございます。近年、鳥獣の個体増加により農作物の被害が深刻化、広域化してきており、農家の営農への意欲がそがれ、また経済的な負担も増してきております。山間部では被害が特に多く深刻であります。地域の実情に合わせ、集中かつ効果的な被害対策の支援を考えていきたいと思っております。

次に移ります。公園の整備、メンテナンスはどうなっているかについてです。どのような整備をされているのか、草刈り、ごみ拾いなどなんですけど、川南町運動公園内広場、通称パンダ公園についてですけれどもお聞かせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。パンダ公園についてということですが、運動公園全体ですね、草刈り等の管理について業務委託ということで委託をしているところです。観光協会のほうに委託しております。あそこの遊具までとかいうところまでは多分入っていませんので、もし不備等あった場合は修繕のほうを行うというような格好になると思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 公園内のリフォーム、施設の遊具のリフォームや新規遊具等の計画等がありますでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 運動公園の大きな整備ということですが、運動公園の大きな整備については令和9年度中を予定しておりますが、議員の御指摘のとおりパンダ公園内の遊具の塗装や剥がれやさびが出てきていますので、塗装や修繕工事については早い時期に行っていきたいと思っております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 先日、公園のほうに行きましたらごみ、空き缶やペットボトルが五、六個落ちてて、またごみを捨てないでほしいという看板がごみのように転がってました。それを教育課のほうに持って行って処理してもらったんですけども、子供たちが遊ぶ公園ですのでしっかりと整備のほう、メンテナンスのほうをやっていきたいと思っております。また、パンダ公園のパンダがゾンビ化しているんですよ、死にかけています、死んでいるのかもしれないけれども、非常にさびが、薄汚いパンダになっております。それが愛着があっという人という人もいますんですけども、私もそのキモカワという部分ですごく愛着があ

るんですけども、あれはとっておいて、別にまた新しいパンダの看板を立てる計画ありますでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） パンダ公園のパンダについては、今回の急いでおります遊具の塗装と一緒に塗装したいと思います。新たな整備計画の中でどういうふうな入口の門を取り付けるかについては今後、設計の中で協議していきたいと思います。

以上です。

○議員（田中 宏政君） あのパンダは処分されるということですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 取りあえず今回の塗装では塗り替えして、しばらく使おうと思っていますが、先ほどお話ししたように令和9年度の工事では設計の中でいろいろ案をいただきながら、どのようにするか検討したいと思います。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 公園というのは子供が遊びを通して心身の発育発達や自主性、創造性、社会性などを身につけていく大切な重要な施設だと思います。子供たちが安全かつ衛生的に遊べるように管理・整備・メンテナンス・更新のほう、よろしく願いいたします。

以上で終わります。失礼しました。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時32分休憩

.....
午後2時42分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 傍聴席の皆様、昨日から長い間お疲れさまです。私、白組のとりを務めます河野です。同僚議員がいっぱい質問したものですから、大変なことが起きました。とても質問できる内容がどんどんなくなって僅かしかできません。1項目め、中学校統合について。これもあまり質問することがなくなりました。2項目め、小中一貫校の検討を早急に。3項目め、ぷらっつ（まちづくり株式会社）と町との協定書の中身について。4番目、店舗型ふるさと納税の導入について。5番、ふるさと公園で花見ができないかということ。6番、乗り合いタクシーの早期導入ができないか。7番、繁殖牛農家の緊急支援策はないのか。1項目めから下の質問席にてお伺いしたいと思います。

中学校統合について質問をだいぶ用意しました。さっきの同僚議員がいっぱい言ってくれたので、答えもほとんどさっきの答えと変わらないと思います。私は中身を少し変更しました。－[発言取消]－。去年、一昨年、多賀校区で座談会でした。町民がふるさと公園に中学校をつくるのに土地が狭いじゃないかと言いました。あなたは土地は足りす、狭いながらそれを有効に利用するのが教育だとか言いました。それ11月です。12月議会に土地の購入費

が上がってきたんですよ。あなたはほかのところで11月の座談会が終わった後に土地が狭いから必要だと言われたと言いますが、土地購入というのは簡単にできることじゃないんです。何年も前から準備しているんです。あなたそれ知らなかったと言うんですか、はっきり返事してください。

○教育長（坂本 幹夫君） 確かに上のほうのふるさと文化公園、それは国の基準を満たしているんで、そこでは設置は可能ですということでは言いました。ただその下の土地を購入をするということは、後では聞きましたけれども、いつからそういうふうになっているかというのは私は明確には覚えておりません。

以上です。

○議員（河野 禎明君） —[発言取消]—。町で何を話されているのか。中学校、新中学校計画がどうなっているのか。—[発言取消]—。なぜ土地が足りると言いましたか。本当のことを言ってください。—[発言取消]—。

○教育長（坂本 幹夫君） 学校規模適正化審議会の中の付議事案の中で、付議事項の中で土地を広くできないかという付議事項がありまして、それから交渉に入ったということは聞いていますけれども、買えるかどうかは全然分からなかったんですが、買えないときには上のほうのふるさと文化公園でできますので、それはそのとおり答えました。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 河野禎明。それから質問は通告内容に沿った質問をお願いします。それから、禎明さん。人を指さすということはあるまいと思えますから、こうしたから、あんまりよくないんじゃないかなと私は思いましたので、気をつけてください。

○議員（河野 禎明君） 教育長は忖度していたわけですか。土地の売買の話は聞いていたわけですか。教育課は独立しているとか言っていますけど、前の町長の新中学校を建てるという話に忖度していたわけですか。私がちょっと困ったなと思うのは、この前教育会、総合教育会議の会議録を見たら、—[発言取消]—。

例えば最初に発言されたA氏、教育委員です。町長及び副町長は民意とは何か1年間勉強せよ、日高町長が負けたのは決して学校問題だけではなかった。だから東町長が民意を得て当選したという民意は中学校問題だけではない。1,925世帯のアンケート調査で新中学校の場所は中央部が60%という結果である。これが民意である。これがとんでもない間違いです。あのアンケートというのは、金額も何にも書いていませんでした。ただ場所がどこがいいですか。あれをおたくたちはいつでも出してくるけど、アンケートは本来、例えば去年でもそうですけど、金額が最初三十何億、去年は四十何億というふうに出てました。それを示してから、そして保護者でも町民にでもちゃんとアンケートを取るべきです。金額が何もなかったら、若い人は新しいのがいいのに決まってるじゃないですか。アンケートはああいうのを後から何回も使うというのはおかしいんじゃないですか。教育長あなたがしたことでしょう。

○教育長（坂本 幹夫君） アンケート調査においては、まずはどういう内容にしてい

ということを教育課の中で練りました。まだお金の金額が幾らかかるというのはまだ試算できない状況で、それを出すことはまだ考えていませんでした実際。議会の議員の皆様にお諮りして、このアンケート調査で何かあれば助言お願いしますということで、3か所ほど訂正させていただいて、そしてそれをこれで出しますということで議会の議員の方の私は了解を得て出したという認識であります。

以上です。

○議員（河野 禎明君） さっきはA教育委員の発言でした。－〔発言取消〕－。

B委員、唐中の保護者をつながりがあると。このまま唐中で統合するなら唐中の保護者の多数が私立に行くと言っていると。こんな委員があなた教育委員にいて、川南の教育部行政、あなたトップとしてどうですか。4人が4人とも、あとC委員なんかは学校が壊れる、地震が来たら壊れるとしきりに言ってるんです。（発言する者あり）中学校統合と小中一貫校もあるんですけど、それにつなげているんです、今。途中です。

中学校が壊れるというのはある議員

○議長（河野 浩一君） 禎明議員、先ほども言ったけど、通告内容に沿った質問をしてください。

○議員（河野 禎明君） 通告内容が通告内容でいくとどこになりますか。（発言する者あり）それはもう先ほど同僚議員が言って分かりました。ありました。

小中一貫校のことで。教育長は大王谷の小中一貫校はうまくいってないということを発言されました。

○教育長（坂本 幹夫君） うまくいってないという発言はしておりません。なぜそういうことを言われるんですかね。私が大王谷学園で平成20年度に立ち上げるときに実際にいたのは確かです。その中で管理職として大王谷学園を成功させないかんという使命の下に入りました。隣接型でやはり1,100人を超える大規模校の小中一貫校を、これを4・3・2制というブロック制に分けてやることに関して、苦労があったということは話しましたが、うまくいかなかったとか失敗したとか、言ったんじゃないとかいようなことも言われましたけど、一切言ってませんし、録音も聞いてますのでそこは言ってません。

ただ、なかなか大きくて厳しい面もありましたということは言いました。しかしやっぱり、一生懸命成功させるために行ったので、何とか踏ん張って頑張ろうという気持ちで大王谷学園では3年間過ごしました。

以上です。

○議員（河野 禎明君） この小中一貫校というのは私もちょっと気になるんですけど、中学校が危ない危ないと今言われてるんです。もちろん小学校も危ないと思うんです。大体小学校も古いです。ここで例えば私なりに考えたんですけど、統合はとりあえず急いでほしいという父兄が多いです。統合は当然進んでもらっていいと思うんですけど、10年後の生徒数です。800名ぐらい。ここを考えたとき、私も若い保護者と話します。ほとんど出るの

がやはり新しい校舎、そして小中一貫校じゃないかと。私もそれ考えて、鉄筋だったらちょっと高くつくかなと、思っているいろいろ調べました。木造で建てると、県産材の木材を使うと半額の補助がある可能性もあるんだそうです。これはやりようだなと、思っていて、そういうことも視野に入れる必要があるなと思いました。教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 先ほども同僚議員の方にお答えしましたが、やはり小中一貫教育校あるいはもっと柔軟な義務教育学校、それを作っていくためにはやっぱり地元の理解と、それから今後の生徒数、児童生徒数の減少、そして今言われるように小中一貫校あるいは義務教育学校にはどういうメリットがあるのかというのを教育課で検討し、そして建てるとなったとき、800人で一体型の小中一貫校を作った場合、やはり4階建てぐらいになるかなと思います。昨日も言いましたように木城学園480名で3階建てになっています。

それと特別教室は併用ができません。小学校は小学校の理科室とか、中学校は中学校の理科室とか、そういったこともありますけれども、非常に立派な木城学園を見せていただいて、これから先、川南町でそういった環境が整えば、そういった小中一貫教育校も視野には入れるべきだと思っていますけれども、まずは研究をしっかりと、メリット・デメリットあるいは保護者の声、言われるような。そういったところを整理しながら、やっぱり考えていきたいなと思っています。全く小中一貫に反対しているわけではございません。

○議員（河野 禎明君） あなたと話しているとちょっとさっきの、思い出したことが昨日、一昨日だったか、川小の保護者が、子供が1年生だそうです。1年生というのは学校に行くの初めてじゃないですか。学校も慣れなくて大変なのに、トイレの問題が大問題なんだそうですわ。同僚議員も言っていましたね。臭いんだそうです、川小。あなたが校長の時から臭かったはずで、恐らく。ここあたりをどうして改善できなかったのかと。だからあなたに私がさっきから嘔みつくのは、その怒りなんです。なぜできなかったんですか。

○議長（河野 浩一君） 禎明議員、先ほども言ったんですけど、通告内容に沿った質問をしてください。

○議員（河野 禎明君） 次の質問に移りたいと思います。

ぷらっつのことなんです。ぷらっつというのはまちづくり株式会社が運営しています。町との協定書があります。その中に営業時間、午前8時から午後7時までとなっています。今レストラン部分は、去年いつまでかな今年の、週2回休んでました。11時から3時ぐらいまでが営業時間。どうしてこういうことになったんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。レストランの営業時間が短くなったということと、あと休みの日ができたということによろしかったですか。その件については、今年に入ってから時間帯売上げを鑑みて、より効率性の高い運営の改善であるとか、従業員がより働きやすい環境への調整、配慮。あと地域少子高齢化による慢性的な人員不足とその調整の難しさ。そういった理由によって、営業時間を午前11時から15時30分まで。火曜日と水曜日を休みにさせていただきますということで申請がございまし

た。そういったことが理由になっております。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） レストランで働いていらっしゃる方は年配の方が多いですよ。あんまり無理なことはさせたらかわいそうですよ。じゃあ直営でやれるかとなると、これは人の問題とか大変なんです。だからそれでも休みだと、私があそこで働いている方からこの前1時間ばかりぶつぶつ言われました。何かなと思ったら、来た人、来た人が何で休んじょっとかて言って、文句を言って帰るんだそうです。たまらないと。恐らくアンケートにもその苦情がいっぱい書かれてたと思うんです。あそこは町の第三セクターの店なんですけど、高速道路通る人は高速の店だと思ってるんです。だから営業時間も結構空いてると思ってるんです。それを週2日とか休むのは、もう本当に当てにして誰かと待ち合わせであそこで来たりするんです。開いちゃらん。それは弁当は売れますよ。あそこで出している弁当はレストランが休みだったら売れます。そういうことじゃないんです。やっぱりあそこで町の産物を使ったおいしい料理を出すのが一番いいわけです。

そこでやはり考えないといけないのは、直営でこれだけ大変だったら、テナントに任すこと、優秀なテナントが県内にいっぱいあります。そして働きたい人はそこで、パートで働いてもらってもいいじゃないですか。だからそのテナント選びです。これが大事だと思うんですが、これはお答えできるのはどなたですか。

○副町長（河野 秀二君） テナント以外の件も含めまして、先日お話した内容とだぶる点もあるかもしれませんが、現状を報告いたします。

昨日、説明するのを忘れた点が1点ありまして、チラシ効果がありまして、1人採用したそうです。この方はお土産のほうに配置するということでした。それから売上につきましては、昨年の7月と今年の7月を対比した結果、10%から20%、平均ですね。レストランお土産、ジュース販売機、いろいろありますよね、区別した部分。平均しますと1割から2割の増です。それから手数料の件、昨日もお話しましたが10月1日からインボイス制度が始まりますので、出荷者と対等な立場での話し合い、手数料というか、そういったことを今年度末までには確定したいということに、先月の役員会で決まりました。併せまして、約2か月前に私が言いました従業員の賃金の改善、最低賃金も含めて。その件もインボイスが関係する関係で、もう少し時間をいただきたいということで延期になりました。それは説明を聞いて納得できるんです。インボイスの関係がありますから。会計処理が詳しくは分かりませんが大変だそうです。それからお客様意見箱の件につきましては、昨日お話したと思うんですけど、一覧表をもらっているんです、こんなんして。項目別に、よかった点、そうでない点、御意見です。お客様の意見箱があります。行かれた方は分かると思うんですけど、それを整理した紙なんですけど。これ全く件数書いてないんです。これ件数書いてくださいってお願いしたんですけど、原稿をもう処分したというから、もうどうにもなりませんよね。その後の対応どうするかということは、期待したいです。正直に出していただけることを期待

したい。それと、約1週間前に宮崎会長が別件でみえまして、町長と3人で応接室で約30分くらいでしょうか、話しました。大半がぷらっつの件です。働く人が探しても見つからない、いろんな手を考えるけどなかなかうまくいかないんだということだったんです。私もテナントのことは最初から言いましたけど、社長は私もそういったプロじゃありませんけど、そういう場所があるならテナント方式もあるんじゃないですかと、返ってくる言葉は、私たちというのは社長です。テナントのことも考えていますと。しかし、北浦ですか、よそでやった時にやっていたけれども、撤退したと。そういうことで二の足を踏んでいるということは言われました。それでなかなか前に踏み切れないというのが現状でした。しかし、私は商売のそういったレストランとか、そういった商売の中身のことは詳しくは分かりませんが、高速を走る人、走っている方がお客様なんです。そういった人の目線で取り組むのがいいんじゃないですかという話は何回もしました。だけど返ってくる言葉は、宮崎社長に直接聞いていただくと分かると思いますけど、確かに従業員の勤務時間もあります。それも大切なことだと思います。だけど帰ってくる言葉は、お客様のことについては、考えていないんじゃないんです。考えてはいるけれど、どちらかといったら比率的には内部のほうを向いていらっしゃると思います。でなければ、意見書を処分するはずがないでしょう。私、昨日言いましたけど、会社というのはお客様があつての会社ですよ、どんな会社でも。であれば、そういったお客様から上がってきた御意見を経営に結びつけるのが経営者じゃないですか、どんな仕事でも。私もちっぽけな農業をしてきましたけど。1つ苦情があっても大変なんです。だからどこを向いて仕事をするかというのが私は原点、私は思っています。しかしその原点となる書類がなければ、営業に結びつける場合に議論のしようがないじゃないですか。それは私は何度も言いました。やっとならば議事録も改正してもらいました。議事録に載っていませんでしたから、私が発言したことが、昨日も言いましたけど。そういう現状なんです。あまり同じこと言うかどうかと思いますので、この辺で報告しておきますけど、これが現状なんです。だけど対話はしていきます。対話していったらどうなるかは、この協定書の中身では合議体です。2000万が1500万にならなかったのは、それも合議体の一つです。そういうふうに全部否定しているわけではないんです私。そういうふうに説明の足りない部分もあるかもしれませんが、御理解していただければと思います。宮崎会長とはまた話しますけど。

以上で、簡単ですけど現状報告を終わります。

○議員（河野 禎明君） この今ぷらっつに大きなチャンスが訪れようとしています。何かというと、私、環境課長の河野さんがすばらしかったと思うんですけど、アンテナを常に張ってらっしゃって、アース製菓ということの臭い消しのことを実験を始められたんですけど。今度店舗型ふるさと納税というのが導入されている自治体があるんです。これ何かと言いますと、極端に言うと町外のお客様がぷらっつに来たときに、ぷらっつでレストランで食事をしていいです。買物してもいいです。買物は地元の特産品に限ります。一番お客さんが喜ばれるのは、レストランで宮崎牛のステーキとかうなぎのかば焼きとか、地元の。豚でもお

いしいとんかつとか、そういうのをもし食べられるとすると、そこですぐにふるさと納税ができるようになるんです。そして会計のときに3,000円値引きができるんです。ぷらっつのお客さんはほとんど町外県外のお客さんなんです。だからこのレストランというのは、今から営業時間も長くして、本当にお客様に喜んでもらえるレストランにする必要があると思うんです。これは町長、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○町長（東 高士君） 一つのアイデアとしては非常によろしいんじゃないかなと思います。現に宮崎空港のカウンターのところは、ちゃんとボックスがあります。目に見ておりますけれども。ただ、いまいちかなという様な感じではあります。これからは広がっていくでしょう。そういうふうに思っています。

○議員（河野 禎明君） このレストランのこともあるんですけど、売り場のことにもちょっと問題が起きています。私は最初の初めから、商品を納入してました。この売り場は何年たっても変わりません。時期が何か月かたったら売り場が変わるのかな、旬の果物が出たら売り場がその雰囲気ができるのかなと思いましたが、変わりません。何年たっても一緒です。これはあの売り場の責任者には能力はありません。都農の道の駅に行ってみてください。入ったら何かわあっと感じます。何を感じるかって旬を感じるんです。川南には旬の果物がいっぱいあるんです。あのぷらっつは何も感じませんよ。高速道路から入ってきて、いつも一緒ですよ。ゲシュマックが入ってません。村田のかりんとうもありません。地元の大きな特産品がないじゃないですか。これは改善するのはできないんですか、どなたが答えいただけるんですか。

○町長（東 高士君） 私は川南株式会社メンバーではありませんけれども、議員が言われますように、やはり高速道路を利用する方、また同乗者、そういうのが我々が言うお客様だろうと思います。そういうお客様の利便性及びサービスを与えるのがそういうパーキングエリアの役割じゃないかなというふうに私は思っております。そういう状況であまり変わらなければ、私は役員ではありませんけれども、社長のほうには一応契約、町長と株式会社という形で契約を結んでいますので、意見として申し上げなければならないんじゃないかなというふうに思っています。

○議員（河野 禎明君） これは本当に大幅な改革をしなかったら大変です。アンケートもまともに出せないような状態では、何が起きているか分かりません。ひとつもよくなりません。テストキッチンもです。何ら使われることもない。もう何年たってますか。もう一つ、すみません。あそこでぷらっつで販売している商品、特産品について私はシールをつけてほしい。それを買った人がおいしかったら、そのシールというのは何かというと、ふるさと納税でお取り寄せできますよと、この商品は。そのシールです。せっかくあそこはアンテナショップのような意味を持っているわけだから、もっと有効に生かさないといけないと思います。そのシールもぜひ作ってほしいと思います。それは要望して、次の質問に移りたいと思います。

これは、前の政権というか前の町長には何回か言いましたが、相手にされませんでした。花見ができる場所がほしいと、町内で、桜を植えてほしい。町内は桜を植えたところがどんどん切られていって、満足に花見ができるところがないです。今一番できるとしたら、国立療養所の裏ぐらいじゃないですか。やはり、都農も高鍋も木城も花見をちゃんとできる場所、やはり手入れだと思うんです。花見をしてもらうために桜をちゃんと手入れする、それが気持ちがあるかないかじゃないかと思うんです。そこで、ふるさと公園は中学校はもうできないですから、あそこに河津桜、これ早いです、陽光桜で河津桜の次に咲きます。うちの隣に咲いてますけどきれいです。それにソメイヨシノ、この3種類植えたら、1か月半ぐらいの花見ができるんじゃないでしょうか。これはぜひとも早く植えなければ、5年後とかに花見ができる話じゃないと思うんですが、町長これは早急にできませんか。

○町長（東 高士君） 河野議員が前々からそういう要望を持っておられる、願望といいますか、そういうのはずっと私が傍聴席にいる頃から聞いておりました。非常にアイデアがあるし、ぷらっつの周りのところに菜の花を植えて、また河津桜を植えたら非常にお客様が和まれる、川南ってすごいな、いいとこだなと。花がきれいだなと思われるという話は今でもちゃんと耳に残っております。

私は今回、新たに入手をした土地が中央保育園の前にありますが、あそこを利用して、あそこに今言われた桜を植えて花見ができる、期間を決めてその時期だけは中で火を焚ける、そういう施設を作れたらいいなというようなことはずっと考えております。ただ、中央のふるさと公園は今どんどん古い桜が枯れて、枝がぼんぼん落ちているような状況です。私は犬の散歩であそこに行きますのでよく分かるんですけども、木の手入れも非常にできていないような状況なので、もし植えるならあそこじゃなくてもう違う場所で、そこをみんなが集えて花見ができるという場所を一つ作れたらいいなというふうに思っています。

以上です。

○議員（河野 禎明君） あまりにも返事がよすぎて、信用していいのかどうか。今までは幾ら言っても、一つも叶うものはありませんでした。

次に行きます。乗り合いタクシーの早期導入です。今、町民はものすごい高齢化で、80歳以上の人が運転しているんです。私の知り合いも運転しているけど危ないです。車を見ればすぐ分かります。もうバンパーはどっこそこへこんでいます。あれで運転されたら、いつ子供が下校とか登校しているときに突っ込まれたら、もう最悪の事態が起きるんです。それを解決する方法はコミュニティバスではないんです。木城と都農は導入しているんです。乗り合いタクシーです。家まで来てくれるんです。もちろん基本的に前日の予約が必要です。これはタクシー会社との取り決めです。タクシーを借り上げるんです。1日4万か5万だと思うんです。1回乗れば、乗る人は300円とか払えばいいわけです。

そうすると、乗り手が多いと極端に言うと1日3万円ぐらいの売上が上がることもあります。町の負担はそこまで大変ではないです。毎日じゃなくていいです。週3回でもいいです。

コミュニティバスが今あるわけだから。だけど足が痛い、とにかくコミュニティバスで停留所まで行けない人も多数いる。免許返納したくてもできない人がいる。この現状をあれすると乗り合いタクシーの導入は地域交通協議会とか何かがあるらしいんですけど、これは町がやると、これをぜひ導入したいとその中で。ぜひ意見をまとめてください。これはどなたが返事いただけますか。

○町長（東 高士君） 河野議員が、先ほどの桜の話も一緒ですが、今回の乗り合いタクシーについても、何度も何度もこの議会で発言をされているのも私も傍聴席で聞いておりました。そのたびにつれない返事が返ってきたのも耳にしております。私はこれにつきましては、川南町の地域公共交通会議というのを実施をします。これの会長は副町長でございますので、早期にこれ検討をして実施ができるようにやるべきだと私は思っています。今現在でもいいんですが、これは5年先、10年先になったらもっとお年寄りが増えます。ドア・ツー・ドアでやらなければ買物もできない、病院に通院もできない、そういう方がいっぱい増えてくるのではないかと思います。これはやはり、できるかどうかは分かりませんが、とにかく試験的にやって、結果がよければ導入すべきだろうと。私はそういう時期に来ているというふうに感じていますので、近々この会議を開いてそういう話をするようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議員（河野 禎明君） ありがとうございます。今まで、こんなに提案してちゃんと返事がもらえるということが、なぜ今までできなかったのか。町民の声を聞いてなかったんじゃないですか、行政は。私はたくさんの町民から言われています。町の職員にいろいろ言ったら、クレーム扱いになって、とんでもないこと言われたと言います。本当に町民の声、議員の声は真摯に受け止めてほしいです。

次の質問に移りたいと思います。

繁殖牛農家の緊急支援策、これは親牛を育てて子牛を出荷する方たちのことなんですけど、今これに限らないんですけど酪農、肥育農家、畜産、全てが今苦しくなっています。私はこれの解決策に支援金を出すとかいう問題が解決策じゃないんじゃないかと思うんです。これはこの前の宮日に出てましたが、都城市が既に農家取り組んでました。都城市下水流町の農家3戸で組織する下水流フリーダムが7月下旬から同町にある約1ヘクタールの畑で収穫を始めた。大型収穫機2台で約3メートルに育った飼料用トウモロコシを刈り取り、そのまま粉砕、トラックに移し替え近くにある貯蔵庫で保管したとの報道がありました。以前は個人で収穫などを行っていましたが、7年ほど前に同組織を結成、共同で機械を購入しながら作業を一緒に行うということでコストを削減、省力化につなげ飼料用トウモロコシの余剰分は別の団体などに販売し、昨年からは肥育農家らに販売するために稲藁生産にもとりかかっているとの、ちょっと長いんですけども、読むのもちょっと大変です。

今、川南にはトウモロコシを植えられるような畑がいっぱいあります。お米を収穫した後

にも作ろうと思ったらできます。私は、どうもJAも動きそうな気配もないんですが、何か行政として、このウクライナ問題からこの飼料がものすごく高騰して畜産農家が困っているわけです。川南は畜産の町とも言われています。来年の税収がどれほど減るのか心配です。自給率を高めるためには、去年から私は町が耕作放棄地にハコヤナギを植えましょうと言いましたが、私はそうじゃないと思うんです。耕作放棄地も含めてほかの畑も含めて飼料です、早く採れる飼料。トウモロコシとか、トウモロコシは年に2回確実に収穫できます。それを保管する貯蔵庫とかいろいろ体制をつくって、行政もこれ真剣に取り組んでほしいと思います。すがいかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。飼料生産を推進してはどうかということなんですが、まず飼料が、まず牛に食べさせる飼料は粗飼料と言われるものと農耕飼料と言われるものがあります。農耕飼料というものは、例えばトウモロコシであったり、トウモロコシは実の部分です。とか大豆、こういったものが非常に輸入に頼っている部分なんです。

粗飼料といわれるのは、今言われたような青刈りのトウモロコシであったりとか、サイレージにして牛に食べさせる分です。この分についてはかなり国産というか、地元で賄うことができています。やっぱり輸入する農耕飼料と言われる部分が、今非常に価格が高騰して困っている部分かなと思っています。あと共同でどうかという話もさっきちらっと出しましたが、そういった飼料の作り方をされている農家もあります。機械を例えばうちはロールする機械を持っているから、お宅はそれを運ぶ機械を持っていますよねというので、共同で利用されているところも私は知っています。あともう一つ、農耕飼料がトウモロコシ、今までトウモロコシだったんですが、それを今の飼料用米、米、飼料用米に置き換えようとしています。部分的に置き換えようとしています。それが去年、養豚農家のほうで話が出まして、精米所であったりとか整備をしたところ。飼料用米が今面積も増えておりまして、昨年度の実績で70ヘクタールほど飼料用米ができています。今後もその動きが広まっておりますので、そういったところの支援はまた続けていきたいと思っています。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 飼料米というのがありました。これは川南町は大分の量を作ることができますね。これはJAとも協力して、ぜひ大增産計画でやっていただきたいと思っています。私は、今まで一般質問を何十回してきたか分かりませんが、今日は本当にですね一般質問をしてよかったなど、そういうことを思いました。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（河野 浩一君） 以上で一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後 3 時33分散会
